

参 考 资 料

目 次

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」開催要項	1
ワーキンググループの設置について	3
検討状況	8
放送のデジタル化のスケジュール	9
地上デジタルテレビジョン放送の普及状況	9
地上デジタル放送の今後の開始予定	10
地上デジタル放送の我が国のIT戦略における位置付け	11
諸外国における地上放送のデジタル化の状況	12
インターネットとの連携 ～放送事業者による取り組み例～	12
地上デジタルテレビジョン放送の携帯端末向けサービス	13
携帯端末向けサービスの例	13
サーバー型サービス	14
「デジタル時代のラジオ放送の将来像に関する懇談会」報告書案(抄)	14
デジタル放送における著作権保護の現状	15
コンテンツ権利保護方式の仕組み	15
コンテンツ保護に関する運用規定	16
最近10年間の投資部門別株式保有比率割合推移	16
日本におけるM&A件数の推移	17
海外企業による日本へのM&A件数の推移	17
日本におけるTOB件数の推移	18
地上デジタル放送活用による電子自治体サービスの実証実験(岐阜県)	19
携帯端末向けサービス活用による緊急地震速報の実用化試験(三重県)	19
防災分野における活用の例(携帯端末向けサービス)	20
教育分野における活用の例(サーバー型サービス)	20
(参考)地上デジタル放送公共アプリケーションパイロット事業	21
衛星放送の進展	21
CS放送の制度の比較	22
CSデジタル放送の普及状況	22
CSデジタル放送プラットフォーム事業者の変遷	23

主なプラットフォームの概要	23
衛星放送事業者のプラットフォーム利用状況	24
衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン(概要)	24
日米英における衛星放送の事業構造	25
ケーブルテレビの変遷	25
自主放送を行う許可施設ケーブルテレビの加入世帯数、普及率の推移	26
自主放送を行う許可施設数、許可事業者数の推移	26
ケーブル事業者間の連携事例	27
自主放送を行うケーブルテレビ事業者のチャンネル数の分布	27
私的複製について	28
不正競争防止法における技術的制限手段に係る規律	29
権利クリアランス実証実験	30
映像コンテンツのブロードバンド配信に関する著作権関係団体と 利用者団体協議会との合意について	31
放送局に対する外資規制について	32
マスメディア集中排除原則の概要	34
NHK平成17年度収支予算と事業計画(概要)	37
NHK平成16年度決算の要約	38
受信料支払拒否・保留表明件数の推移	39
受信料契約総数の推移	39
平成16年度にNHKが行った再生に向けた改革施策	40
平成17年度収支予算に盛り込まれた改革施策	40
「改革・新生委員会」について	40
「デジタル時代のNHKの懇談会」の設置について	40
「NHK“約束”評価委員会」の設置について	41
平成17年度予算に盛り込まれた未契約世帯解消等に向けた各種取組	41
日本放送協会平成17年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する 総務大臣意見	41

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」開催要綱

1 背景・目的

昨年12月、地上デジタルテレビジョン放送が開始され、地上、衛星、ケーブルのいずれの分野においても放送のデジタル化が進展しつつある。

こうした中、今後、デジタル化された放送インフラの高度利活用や高度化する情報通信ネットワークとの連携による新しいサービスの展開、ユビキタスな放送利用環境の充実及びデジタル環境下における放送番組等のコンテンツ利活用等が円滑に進展し、デジタル化を通じて放送が国民生活の利便性等の向上、活力ある経済社会の構築、新たな文化の創造等に大きく寄与することが期待されている。

本研究会は、このような環境の中で、デジタル放送への円滑な移行と多様な国民視聴者のニーズ等に的確に応えうる放送の発展に向けた放送政策に関する調査研究を行い、今後の放送政策の策定に資することを目的とする。

2 検討項目

- (1) デジタル化の進展と新しい放送サービスの展開
- (2) デジタル放送時代の公共放送
- (3) デジタル時代における放送コンテンツ
- (4) その他

3 構成員

別紙のとおり。

4 期間

平成16年7月27日(火)に第1回会合を開催し、平成17年7月を目途に取りまとめを行う。

5 運営

- (1) 本研究会は情報通信政策局長の研究会とする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、本研究会の構成員の互選により決めることとする。
- (4) 座長は、本研究会を召集し、主宰する。
- (5) 座長は、本研究会の構成員の中から座長代理を指名する。
- (6) 座長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (7) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (8) その他、研究会の運営に必要な事項は座長が定める。

6 その他

本会の庶務は、情報通信政策局放送政策課が関係課の協力を得て行う。

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」構成員名簿

	いとう 伊 東	すすむ 晋	東京理科大学理工学部教授
	くまべ 隈 部	のりお 紀 生	早稲田大学大学院国際情報通信研究科客員教授
	こづか 小 塚	そういちろう 荘一郎	上智大学法学部教授
座長	しおの 塩 野	ひろし 宏	東京大学名誉教授
	しのはら 篠 原	としゆき 俊 行	順天堂大学スポーツ健康科学部教授
	にいみ 新 美	いくふみ 育 文	明治大学法科大学院教授
	のむら 野 村	あつこ 敦 子	(株)日本総合研究所主任研究員
	はせべ 長谷部	やすお 恭 男	東京大学法学部教授
座長代理	はとり 羽 鳥	みつとし 光 俊	中央大学理工学部教授
	はまだ 濱 田	じゅんいち 純 一	東京大学大学院情報学環教授
	ふなだ 舟 田	まさゆき 正 之	立教大学法学部教授
	むらい 村 井	じゅん 純	慶應義塾大学環境情報学部教授
	やました 山 下	はるこ 東 子	明海大学経済学部教授

(敬称略・五十音順)

ワーキンググループ（WG）の設置について

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」開催要綱5（8）に基づき、調査研究会の検討を促進させるため、「新サービスに伴う制度的諸課題検討WG」、「衛星・ケーブルデジタル放送検討WG」、「デジタル化と公共放送検討WG」及び「放送コンテンツ検討WG」を設置する。

1 検討項目

(1) 新サービスに伴う制度的諸課題検討WG（構成員 別紙1）

- 地上デジタルテレビジョン放送の携帯端末向けサービスのあり方
- サーバ型放送のあり方
- 地上デジタル音声放送のあり方

等

(2) 衛星・ケーブルデジタル放送検討WG（構成員 別紙2）

- 衛星デジタル放送の事業環境整備のあり方
- 放送事業者・番組供給事業者・プラットフォーム事業者の制度上の位置づけ

等

(3) デジタル化と公共放送検討WG（構成員 別紙3）

- 新サービスとNHK
- NHKのインターネット利用
- NHKの保有するコンテンツの利用

等

(4) 放送コンテンツ検討WG（構成員 別紙4）

- デジタル時代における放送コンテンツ利活用環境整備のあり方
- コンテンツの制作・流通支援・促進のあり方

等

2 運営

- (1) WGには、WG座長を置く。
- (2) WG座長は、座長から指名された者がこれに当たる。
- (3) WG座長は、WGを招集し、主宰する。
- (4) WG座長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (5) その他、WGの運営に必要な事項はWG座長が定める。

3 その他

WGの庶務は、情報通信政策局放送政策課が関係課の協力を得て行う。

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」
「新サービスに伴う制度的諸課題検討ワーキンググループ」構成員名簿

(敬称略・五十音順)

	いとう 伊 東	すすむ 晋	東京理科大学工学部教授
	くまべ 隈 部	のりお 紀 生	早稲田大学大学院国際情報通信研究科客員教授
	こづか 小 塚	そういちろう 荘一郎	上智大学法学部教授
WG座長	しおの 塩 野	ひろし 宏	東京大学名誉教授
	しのはら 篠 原	としゆき 俊 行	順天堂大学スポーツ健康科学部教授
	はせべ 長谷部	やすお 恭 男	東京大学法学部教授
	はとり 羽 鳥	みつとし 光 俊	中央大学工学部教授
	はまだ 濱 田	じゅんいち 純 一	東京大学大学院情報学環教授
	ふなだ 舟 田	まさゆき 正 之	立教大学法学部教授
	むらい 村 井	じゅん 純	慶應義塾大学環境情報学部教授

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」
「衛星・ケーブルデジタル放送検討ワーキンググループ」構成員名簿

(敬称略・五十音順)

いとう すすむ
伊 東 晋 東京理科大学工学部教授

おと よしひろ
音 好 宏 上智大学文学部助教授

しのはら としゆき
篠 原 俊 行 順天堂大学スポーツ健康科学部教授

にいみ いくふみ
新 美 育 文 明治大学法科大学院教授

のむら あつこ
野 村 敦 子 株式会社日本総合研究所主任研究員

はせべ やすお
長谷部 恭 男 東京大学法学部教授

はまだ じゅんいち
濱 田 純 一 東京大学大学院情報学環教授

WG座長 ふなだ まさゆき
舟 田 正 之 立教大学法学部教授

やました はるこ
山 下 東 子 明海大学経済学部教授

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」
「デジタル化と公共放送検討ワーキンググループ」構成員名簿

(敬称略・五十音順)

	くまべ 隈 部	のりお 紀 生	早稲田大学大学院国際情報通信研究科客員教授
	しのはら 篠 原	としゆき 俊 行	順天堂大学スポーツ健康科学部教授
	すずき 鈴 木	ひでみ 秀 美	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	のむら 野 村	あつこ 敦 子	株式会社日本総合研究所主任研究員
	はせべ 長谷部	やすお 恭 男	東京大学法学部教授
	はとり 羽 鳥	みつとし 光 俊	中央大学理工学部教授
WG座長	はまだ 濱 田	じゅんいち 純 一	東京大学大学院情報学環教授
	ふなだ 舟 田	まさゆき 正 之	立教大学法学部教授
	やました 山 下	はるこ 東 子	明海大学経済学部教授

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」
「放送コンテンツ検討ワーキンググループ」構成員名簿

(敬称略・五十音順)

くまべ のりお
隈 部 紀 生 早稲田大学大学院国際情報通信研究科客員教授

こくりょう じろう
國 領 二 郎 慶應義塾大学環境情報学部教授

こづか そういちろう
小 塚 莊一郎 上智大学法学部教授

たむら よしゆき
田 村 善 之 北海道大学大学院法学研究科教授

にいみ いくふみ
新 美 育 文 明治大学法科大学院教授

のむら あつこ
野 村 敦 子 株式会社日本総合研究所主任研究員

WG座長 むらい じゆん
村 井 純 慶應義塾大学環境情報学部教授

やました はるこ
山 下 東 子 明海大学経済学部教授

デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会 検討状況

	開催日	議題	ヒアリング対象者等	
第1回	平成16年 7月27日	放送の現状		
第2回	9月16日	情報通信審議会 報告		
		技術の動向①	・メーカー ・通信事業者	・(株)ソニー <坂口技術渉外担当部長> ・NTTグループ <網谷NTTコムウェア代表取締役 社長> ・(株)KDDI <村上技術開発本部執行役員>
第3回	10月4日	技術の動向②	・メーカー ・放送事業者 関係	・松下電器(株) <青井ネットワークシステム開発セ ンター所長・ 櫛木(株)パナソニック・モバイルコミュニケーシ ョンズ社長> ・「サーバーP」 <関議長>
		デジタル化への 取組と課題①	・放送事業者 関係(地上 系)	・日本放送協会 <野島理事> ・(社)日本民間放送連盟 <森常務理事>
第4回	10月20日	デジタル化への 取組と課題②	・放送事業者 関係(衛 星・ケー ブル等)	・(社)衛星放送協会 <植村会長> ・(社)デジタルラジオ推進協会 <東海林専務理事> ・BS八社会 <生井(株)ビーエス・アイ代表取締役 社長> ・(株)スカパー・フェクト・コミュニケーションズ <重村代表取締役社 長> ・(社)ケーブルテレビ連盟 <高橋企画委員会副委員 長>
第5回	11月4日	デジタル化への 取組と課題③	・コンテンツ 関係	・(株)電通 <松下メディア・コンテンツ計画局長> ・(株)博報堂DYメディアパートナーズ <中村メ ディア環境研究所所長> ・(社)日本新聞協会 <箕浦メディア開発委員会委員 長> ・メディア・プロデューサー 高城 剛 氏
第6回	11月16日	視聴者・利用者の 動向等	・地方公共団 体ほか	・主婦連合会 <河村副常任委員> ・[祭]GIFU百人衆 <和田代表> ・社会福祉法人 プロップ・ステーション <竹中理事 長> ・三鷹市教育センター <大島所長> ・札幌市 <秋元情報化推進部長> ・北九州市 <安藤産業振興部長> ・株式会社ビデオリサーチ <山本常務取締役・小黒局 長代理>
第7回	12月7日	諸外国の動向 論点整理①		・隈部構成員 ・野村構成員
第8回	12月21日	論点整理②		
第9回	平成17年 1月25日	デジタル化への 取組と課題④	・地域の番組 制作者	・日本放送協会水戸放送局<涌井放送部副部長> ・北日本放送(株)<土肥報道制作局制作部副部長>
第10回	4月7日	WGにおける検 討状況①		・三菱総合研究所<中村主席研究員>
		放送分野にお ける外資の間接支 配規制に関する 検討状況につ いて		
第11回	6月3日	WGにおける検 討状況②		

放送のデジタル化のスケジュール

		2001年	2003年	2006年	2007年	2010年	2011年	
地上放送			三大広域圏（親局） 2003年12月放送開始 ▲	その他地域（親局） 2006年末までは放送開始 ▲			アナログ 放送終了	
		（アナログ周波数変更対策の実施）						
衛星放送	C S	1996年6月からデジタル放送開始 ▲ 2002年3月、東経110度CSデジタル放送開始						
	B S	2000年12月からデジタル放送開始 ▲						アナログ 放送終了
ケーブルテレビ		一部の地域において1998年7月からデジタル放送開始 ▲ 地上デジタル放送再送信開始						全加入世帯 において地上 デジタル放送 を視聴可能

地上デジタルテレビジョン放送の普及状況

平成15年12月1日の地上デジタル放送開始後約1年半と間もないが、普及は着実に進展。地上デジタル放送受信機も着実に低廉化。

■ 視聴可能世帯数

6月、静岡・和歌山の県域局、浜松中継局が放送開始

○直接受信：16都府県※ 約2,040万世帯（全世帯の約43%）

（本年6月現在）
 ※茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、富山、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

○ケーブルテレビ経由：約1,080万世帯

（本年6月末見込み）

■ 地上デジタル放送受信機台数

約33.1万台（開始前）→ 約501.3万台（本年6月末）（JEITA調べ）

■ アナログ周波数変更対策

開始2年半で、300万世帯超の対策を終了し、順調に進捗

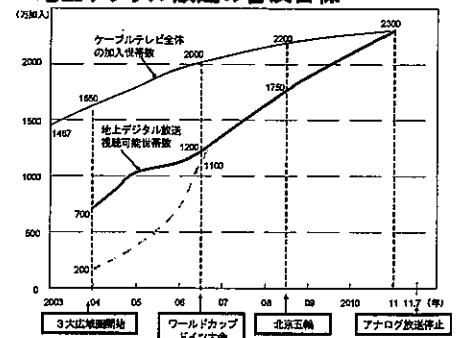
○送信対策：全体の局所の約73%について交付決定済

（本年5月末）

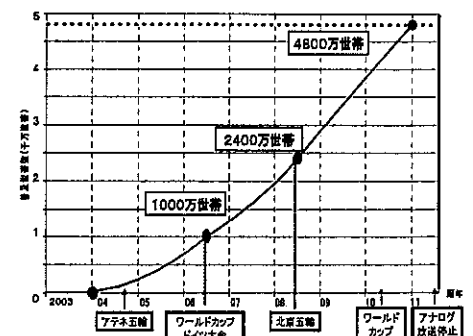
○受信対策：全体の世帯数の約72%（約306万世帯）

（本年7月末）について対策済

■ ケーブルテレビによる地上デジタル放送の普及目標



■ 地上デジタル放送用受信機の普及目標



地上デジタル放送の今後の開始予定

- ・地上デジタルテレビジョン放送は、平成15年12月1日に、三大広域圏（関東、中京、近畿）にて開始。
- ・その他の地域でも2年前倒しで、茨城、富山、岐阜、神奈川、兵庫の各県域局が平成16年内に放送開始。

平成17年7月29日、NHK、放送大学学園及び民間放送事業者61社から免許申請。
→ 全ての地上デジタルテレビジョン親局(171局)の免許申請を受理。

<今後の放送開始に係る免許処理状況>

開始予定 時期	申請者(放送対象地域)	状況	開始予定 時期	申請者(放送対象地域)	状況	開始予定 時期	申請者(放送対象地域)	状況
16年10月	NHK(茨城県) NHK(富山県) 北日本放送(富山県)	放送開始	17年12月	NHK(青森県) NHK(岩手県) NHK(宮城県) NHK(秋田県) NHK(山形県) NHK(福島県) 山形放送(山形県) テレビユー山形(山形県) とちぎテレビ(栃木県) 東北放送、仙台放送、 宮城テレビ放送(宮城県) テレビ埼玉(埼玉県)	17年6月 予備免許	18年6月	NHK(北海道) 北海道放送、札幌テレビ放送、 北海道テレビ放送、北海道文化 放送、テレビ北海道(北海道) 秋田放送(秋田県) 福島テレビ、福島中央テレビ、 福島放送、テレビユー福島 (福島県)	17年6月 予備免許
16年11月	NHK(岐阜県)	放送開始		17年4月			岐阜放送(岐阜県) NHK(京都府) 京都放送(京都府) NHK(滋賀県) NHK(奈良県) NHK(三重県) 三重テレビ放送(三重県)	
16年12月	サンテレビジョン(兵庫県) NHK(兵庫県) テレビ神奈川(神奈川県)	放送開始	18年4月	NHK(山梨県) NHK(新潟県) NHK(長野県) NHK(福岡県) NHK(沖縄県) 千葉テレビ放送(千葉県) 新潟放送、新潟総合テレビ (新潟県)	17年6月 予備免許	18年9月	群馬テレビ(群馬県)	
17年4月	岐阜放送(岐阜県) NHK(京都府) 京都放送(京都府) NHK(滋賀県) NHK(奈良県) NHK(三重県) 三重テレビ放送(三重県)	放送開始		18年10月		テレビ新潟放送網、 新潟テレビ二十一(新潟県) 信越放送、長野放送、 テレビ信州、長野朝日放送 (長野県) 四国放送(徳島県) 南海放送、テレビ愛媛、 あいテレビ、愛媛朝日テレビ (愛媛県)		
17年6月	NHK(静岡県) 静岡放送(静岡県) NHK(和歌山県)	放送開始	18年5月	NHK(福井県) 福井放送、 福井テレビジョン放送 (福井県)	17年6月 予備免許			
17年11月	テレビ静岡(静岡県) 静岡朝日テレビ(静岡県) 静岡第一テレビ(静岡県)	16年11月 予備免許						

県庁所在地で放送開始の目標時期がわかる 地上デジタルテレビジョン放送開局ロードマップ

◎ 各都道府県県庁所在地を放送エリアとする放送局(親局)の開局目標時期 ◎

先行開局地	全開局地	先行開局地	全開局地	先行開局地	全開局地
北海道	2006年6月	石川県	2006年7月 2006年10月	岡山県	2006年12月
青森県	2005年12月 2006年7月	福井県	2006年5月	広島県	2006年10月
岩手県	2005年12月 2006年10月	山梨県	2006年4月 2006年7月	山口県	2006年10月
宮城県	2005年12月 2006年7月	長野県	2006年4月 2006年10月	香川県	2006年10月
秋田県	2005年12月 2006年10月	福井県	2005年4月	愛媛県	2006年12月
山形県	2005年12月 2006年12月	新潟県	2005年6月 2005年11月	高知県	2006年10月
福島県	2005年12月 2006年6月	愛知県	開局済	徳島県	2006年4月 2006年12月
茨城県	開局済	三重県	開局済	宮城県	2006年12月
栃木県	2005年12月	滋賀県	2005年4月 2006年12月	徳島県	2006年12月
群馬県	2005年12月	京都府	開局済	香川県	2006年12月
埼玉県	2005年12月	大阪府	開局済	福岡県	2006年12月
千葉県	2005年12月 2006年9月	兵庫県	開局済	大分県	2006年12月
東京都	開局済	奈良県	開局済	高松県	2006年12月
新潟県	開局済	和歌山県	2005年8月 2006年12月	佐賀県	2006年12月
富山県	2006年4月 2006年10月	鳥取県	2006年10月	沖縄県	2006年4月 2006年12月
富山県	開局済	徳島県	2006年10月		

◎ 県庁所在地において先行局のデジタル放送(親局)が

- ~2004年(平成16年)12月1日段階で開始済
- ~2005年(平成17年)5月までの開始
- ~2005年(平成17年)12月までの開始
- ~2006年(平成18年)10月までの開始
- ~2006年(平成18年)12月までの開始

◎ 視聴可能世帯数(目安)の推移
2004年12月までの開局 約1,800万世帯(約38%)
2005年12月までの開局 約2,700万世帯(約57%)
2006年12月までの開局 約3,700万世帯(約79%)

1. 1991年12月1日、2004年12月1日現在において、地上デジタル放送の放送エリアは、三大広域圏(関東、中京、近畿)及び、茨城、富山、岐阜、神奈川、兵庫の各県域局の放送エリアに限定されている。
2. 地上デジタル放送の放送エリアは、放送局の放送エリアに限定されている。
3. 地上デジタル放送の放送エリアは、放送局の放送エリアに限定されている。
4. 地上デジタル放送の放送エリアは、放送局の放送エリアに限定されている。
5. 地上デジタル放送の放送エリアは、放送局の放送エリアに限定されている。
6. 地上デジタル放送の放送エリアは、放送局の放送エリアに限定されている。
7. 地上デジタル放送の放送エリアは、放送局の放送エリアに限定されている。
8. 地上デジタル放送の放送エリアは、放送局の放送エリアに限定されている。
9. 地上デジタル放送の放送エリアは、放送局の放送エリアに限定されている。
10. 地上デジタル放送の放送エリアは、放送局の放送エリアに限定されている。

地上デジタル放送の我が国のIT戦略における位置付け

e-Japan戦略Ⅱ (H15.7.2 IT戦略本部決定)

<抜粋>

2011年までに、地上テレビジョン放送のデジタルへの移行を完了し、全国どこでもデジタルテレビの映像が受信できるような環境を整備する。

e-Japan重点計画-2004 (H16.6.15 IT戦略本部決定)

<抜粋>

○放送のデジタル化の推進

- (1) 家庭におけるIT革命を支える基盤となる放送のデジタル化を推進し、全国において2006年までに地上デジタル放送を開始するとともに、2011年までに地上デジタル放送へ完全移行する。
- (2) このため、地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を講ずる。
- (3) また、デジタル放送への円滑な移行のため、デジタル放送のメリット、スケジュール、視聴方法、アナログ放送の終了時期等について広く国民に周知を行う。

○地上デジタル放送による新たなサービスの利活用の推進

遠隔医療や遠隔教育等の促進の一方策として地上デジタル放送の高度な利活用を図り、併せて、2006年度までの携帯受信サービスの実用化や、2008年度までの蓄積型放送及びそれに伴う新たなアプリケーションを可能とするサービスの実用化を促進するため、教育、医療、防災等公共分野における地上デジタル放送の高度な利活用の在り方について検討する。

地上デジタル放送の我が国のIT戦略における位置付け

IT政策パッケージ-2005 —世界最先端のIT国家の実現に向けて—

(平成17年2月24日 IT戦略本部決定)

<抜粋>

1. 行政サービス

- (3) 電子政府・電子自治体の共通基盤の利用・活用の推進

④ 地上デジタルテレビ放送の積極的活用(総務省)

簡易なインターフェースを持つデジタル放送端末を活用し、電子政府・電子自治体サービスを提供するための基盤となるシステムについて、実証実験等の成果を踏まえつつ、2005年中を目処に、モデル的な仕様書を策定公表するとともに、その普及推進方策について検討し、結論を得る。

別紙

4. 生活

- (1) 安全・安心の確保

2) 防災等公共分野における地上デジタル放送の利用・活用の推進(総務省)

防災等公共分野における地上デジタル放送の高度な利用・活用を推進し、2005年度末頃までの携帯端末向け放送の実用化を図る。

諸外国における地上放送のデジタル化の状況

国名	開始時期	アナログ放送終了時期	実施状況等
英国	1998年 9月	2007年～2012年に段階的終了の見込み	・世帯カバー率 : 約80% (2004.10) ・受信世帯数 : 約506万世帯 (2005.3)
米国	1998年11月	2006年 末	・世帯カバー率 : 約99% (2005.1) ・デジタル受信機台数 : 約1,610万台 (2004.12)
スウェーデン	1999年 4月	2008年 2月	・人口カバー率 : 約90% (2005.2)
スペイン	2000年 5月	2010年	・人口カバー率 : 約80% (2004.12)
オーストラリア	2001年 1月	2008年	・デジタル受信機台数 : 約77.7万台 (2005.3)
フィンランド	2001年 8月	2006年 末	・人口カバー率 : 約94% (2004.12)
シンガポール	2001年 2月	—	〔当初移動体向けサービスとして開始 また、固定受信向け試験サービスも実施中〕
韓国	2001年10月	2010年	・2001年ソウル、2004年釜山・蔚山・大邱・光州・大田で開始 ・人口カバー率 : 約80% (2004末)
ドイツ	2002年10月	2010年	・2002年10月に首都圏で放送開始 ・2003年8月、ベルリン・ブランデンブルク地区で移行完了 ・2004年5月以降、ケルン・ボンなど全国各地で順次放送開始
カナダ	2003年 3月	—	・トロントとその周辺地域において開始後、全国展開中
オランダ	2003年 4月	—	・首都圏地域において開始後、全国展開中
ベルギー	2003年 7月	2012年	・アントワープ、フランダース、ブラッセルで開始
スイス	2003年 8月	—	・南部のティチーノ州で開始
イタリア	2003年12月	2006年 末	・人口カバー率 : 約70% (2004.12)
フランス	2005年 3月	—	・人口カバー率 : 約35% (2005.3)
中国	2001年より試験放送を開始 (北京、上海、深圳)		

※ 他、台湾が2004年3月放送開始

(出典: 各国政府・放送事業者・関係団体HP、NHK放送文化研究所資料等 より作成)

インターネットとの連携 ～放送事業者による取り組み例～

- 1) 視聴者参加型サービス(双方向型)
(視聴者アンケート・人気ランキング投票・クイズやプレゼント企画への参加等)
- 2) ダウンロード・コンテンツ提供サービス(双方向型)
(出演者フォト・料理レシピ・各種カタログの入手等)
- 3) 地方公共団体等と連携した地域情報サービス(双方向型)
(岐阜県で本年2～3月に実施した実証実験 等)

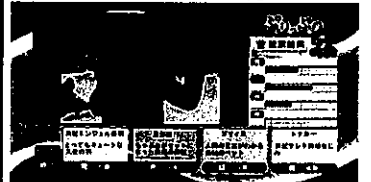
具体的なサービスの例

放送事業者	番組	サービス内容	開始時期
日本テレビ放送網	番組非連動	「日テレ駅探」 インターネットと連携した双方向サービス。駅名・路線を登録しておけば、現在時刻の時刻表を表示。	2004年10月～
テレビ朝日	番組連動	データ放送「テスト・ザ・ノイション」 インターネット等と連携した双方向番組。データ放送画面からの印刷も可能。	2004年11月
	番組非連動	「テレ朝premium!!リモコン」 携帯アプリの操作に連動して、地上デジタルデータ放送において、交通情報を提供。	2005年4月～
在名放送事業者6社	番組非連動	「愛・地球博」 「催事・パビリオン情報」「会場交通情報」「入場者数情報」など、愛・地球博の関連情報をデータ放送やインターネットとの連携機能で提供。	2005年3月～
中部日本放送	番組連動	「晴れドキドキSP」地図情報サービス インターネットと連携した双方向サービス。ネット経由で地図情報サービスを提供。	2003年12月
東海テレビ放送	番組連動	深夜番組「ぶりっぶり」アンケート調査 インターネットと連携した双方向サービス。番組で使う小道具について人気投票。	2004年1月
名古屋テレビ放送	番組連動	「ウドちゃんの旅してゴメン」QRコード&双方向実証実験 データ放送からインターネット経由で大容量の地図情報にアクセス。QRコードリーダー付きの携帯電話からもアクセスできる。	2004年5月
中京テレビ放送	番組連動	「クスクス」OnePush連動実験 インターネットと連携した双方向サービス。データ放送と赤外線リモコン付きの携帯電話を使い、インターネット上のサーバーの詳細情報に携帯電話からアクセス。	2004年2月
讀賣テレビ放送	番組非連動	「おでかけガイド」・「おでかけルート」 インターネットと連携した双方向サービス。駅名・路線を登録しておけば、現在時刻の時刻表を表示するとともに、乗り換え案内の経路検索を行い、最大10パターン表示。	2004年8月～

▼テレビ朝日「テスト・ザ・ノイション」



▼東海テレビ放送「ぶりっぶり」



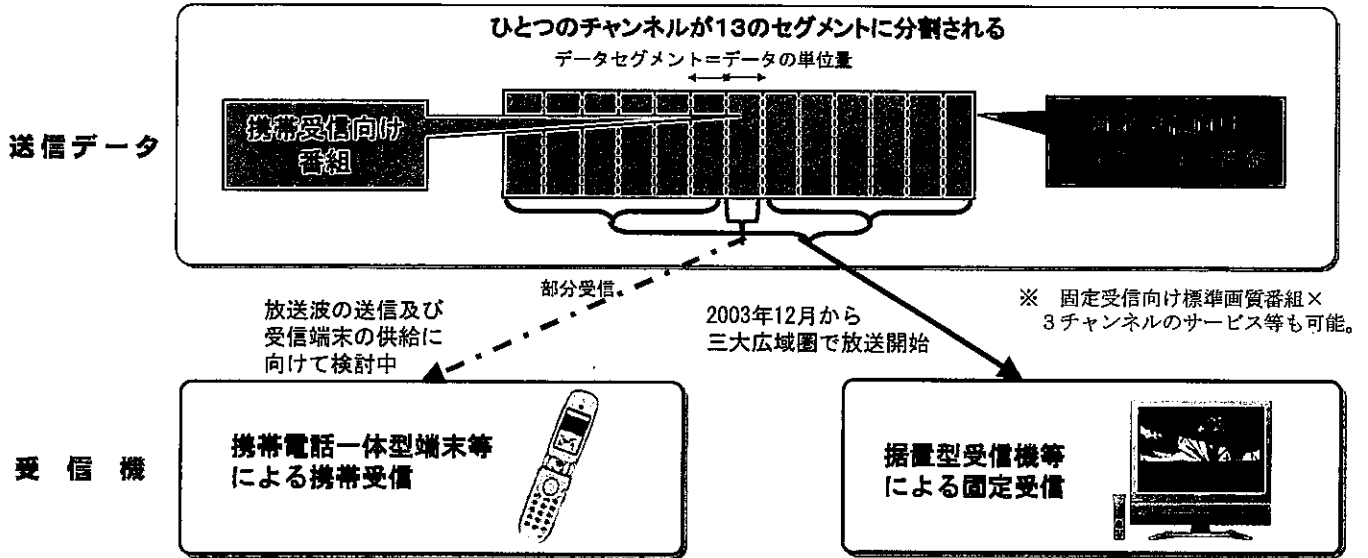
▼読売テレビ放送「おでかけルート」



出典: デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会第6回会合に提出された、日本民間放送連盟の追加資料「地上デジタル放送による新サービスへの民放事業者の取り組みと課題について」等より作成

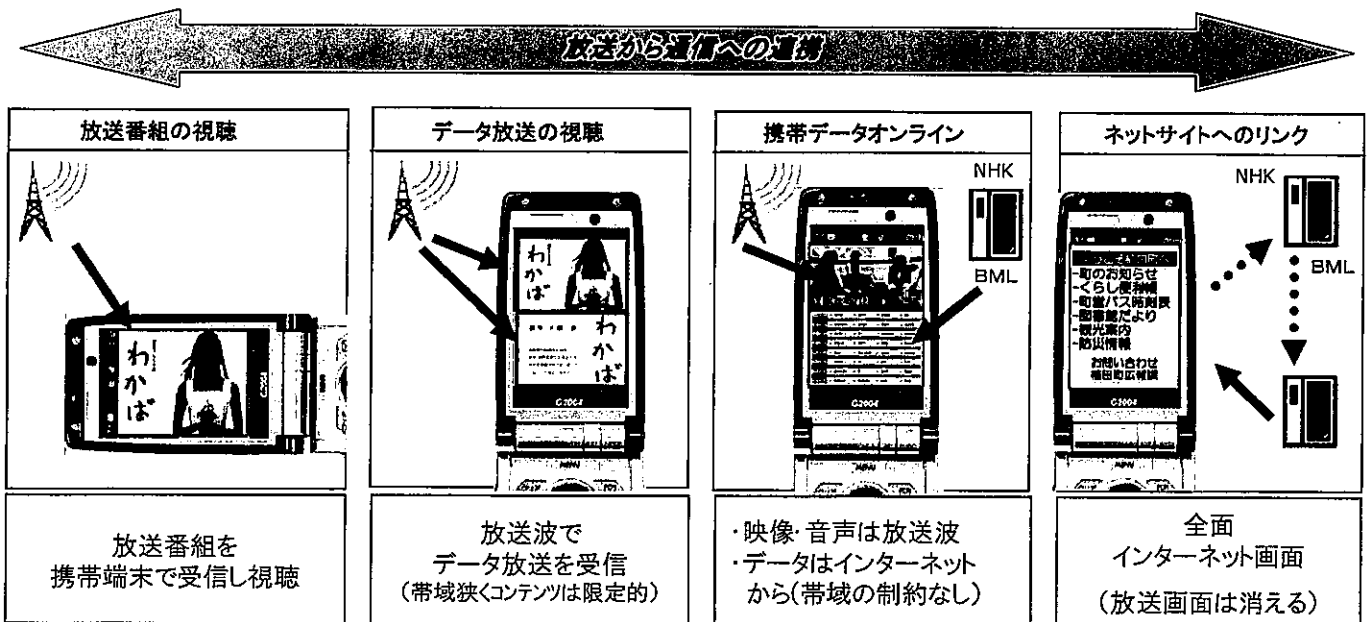
地上デジタルテレビジョン放送の携帯端末向けサービス

- 我が国の放送方式 (ISDB-T) はマルチパス (遅延波) による妨害に強く、携帯・移動受信に適した変調方式や強力な誤り訂正機能等により、良好な携帯・移動受信が可能。
- セグメント構造の採用により、固定受信向けと携帯・移動受信向けの番組を組み合わせた放送や、携帯端末での部分受信が可能。
- 2006年春までに、地上デジタル放送の携帯受信端末向けのサービスを開始予定。



携帯端末向けサービスの例

- 通信連携機能を利用したさまざまなサービスが可能



サーバー型サービス

◆ 課金情報やシーンごとの情報等の付加情報や放送番組を受信機に蓄積。好きな番組やシーンのみを視聴出来る等、多様な視聴が可能となる。

映画等の映像コンテンツと付加情報をデジタル放送波で受信・蓄積



新作業内(無料情報提供サービス)

・新作業内や予告編・詳細情報などを無料で入手

新作映画レンタル(視聴時課金サービス)

・蓄積コンテンツをレンタルビデオのように一定期間視聴可能

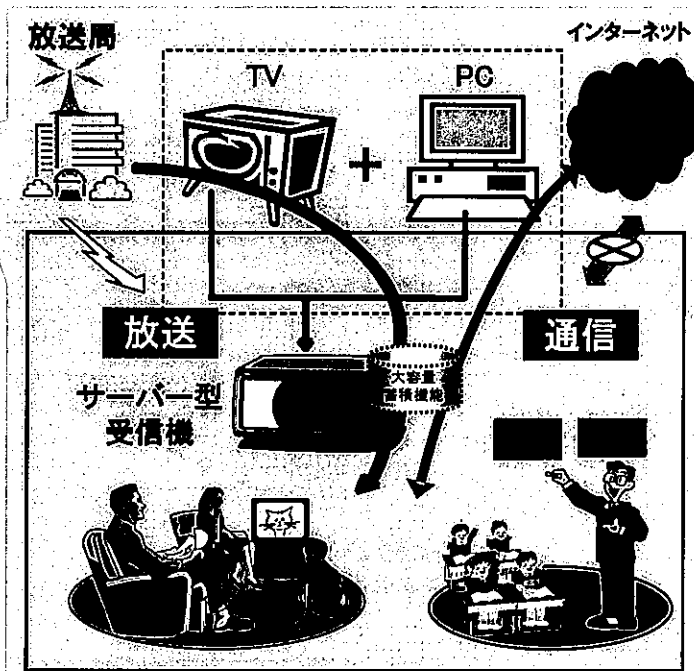
映画バック(定額課金型サービス)

・月額等の定額課金でコンテンツを自由に視聴可能

映画購入(コンテンツ購入型サービス)

・セルビデオのように、コンテンツを購入

見たい番組をいつでも好きな時に視聴



「デジタル時代のラジオ放送の将来像に関する懇談会」報告書(抄)

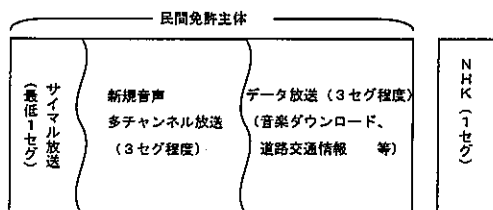
デジタルラジオの今後の展開の基本的枠組み

- 現行制度の枠内で、早期本放送開始を図る。
- 2011年以前を先行普及時期、それ以降を本格展開時期と位置づける。
- 2006年中に東京・大阪で開始し、2008年には主要都市(札幌、仙台、静岡(浜松)、名古屋、広島、福岡)で開始することを目標とする。
- モアチャンネルとしての新規性・多様性を確保する観点から、
 - ・ 通信(特に携帯キャリア)・放送連携サービスの展開を可能にする観点から、全国サービスを導入する。
 - ・ マルチプレックス方式のもと多様かつ柔軟なチャンネル運営を認める。
- 免許付与に当たっては、優先処理は行わないが、既存アナログラジオ局の資産・ノウハウの活用を十分考慮する。
- 公共放送と民間放送の併存体制を維持する。

2011年以前の実施主体のあり方

- ① 全国サービスの実施主体に対し、現在の7ch又は8chの8セグメントを以下のとおり割り当て。
 - ・ 民間免許主体(全国で一に限る。): 7セグメント
 - ・ NHK: 1セグメント(2011年以降については別途検討。)

② サービスイメージ



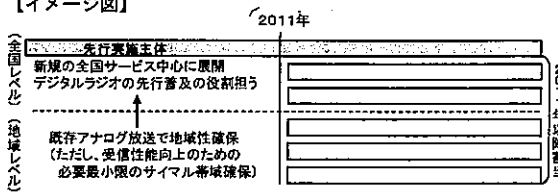
③ 民間免許主体に対して一定の規律

- ・ サイマル放送性の確保、チャンネルの多様性の確保
- ・ 番組提供者に対する差別的取扱の禁止 等

2011年以降の実施主体のあり方

- ① 以下の新規参入を認める(各々6セグメントを割当)
 - ・ 全国サービス: 最大2の民間事業者
 - ・ 地域サービス: NHK及び最大2の民間事業者
- ② VHF帯において4ch~12chを確保することを目標とし、遅くとも2008年までには具体的なチャンネルプランを策定。

【イメージ図】



- DRPは、民間免許主体とNHKが共同して受信機普及や帯域確保のための各種障害対策等を実施するための受け皿となるように改組する。
- 少なくとも2011年以前は、デジタルラジオの先行普及という基本政策を実現するため、マスメディア集中排除原則の適用を除外する。

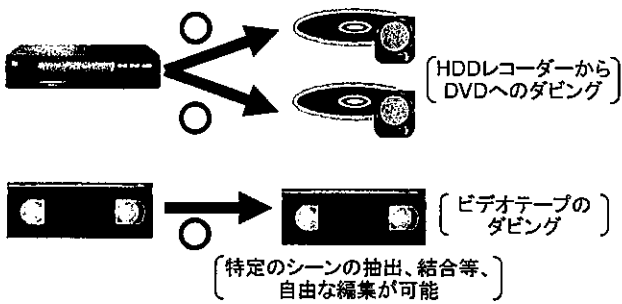
※1 デジタルラジオの使用周波数帯域については、「周波数の再編方針」(移動通信等の今後のニーズを踏まえ2011年以降新規需要へ割当て)を踏まえて精査されることが前提。

※2 NHKの扱いについては、事業計画等について精査されることが前提。

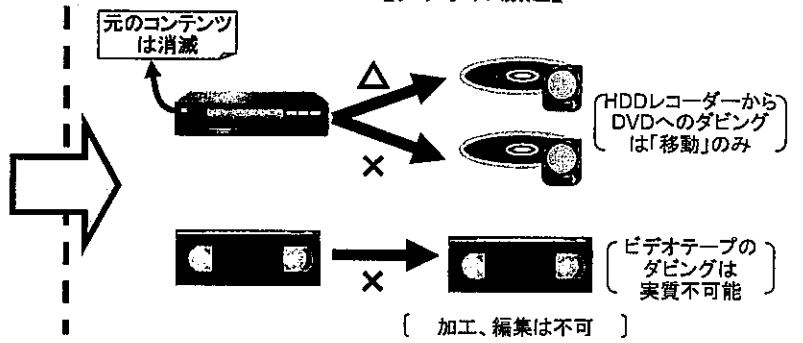
デジタル放送における著作権保護の現状

現状

【アナログ放送】



【デジタル放送】



DVD等への録画

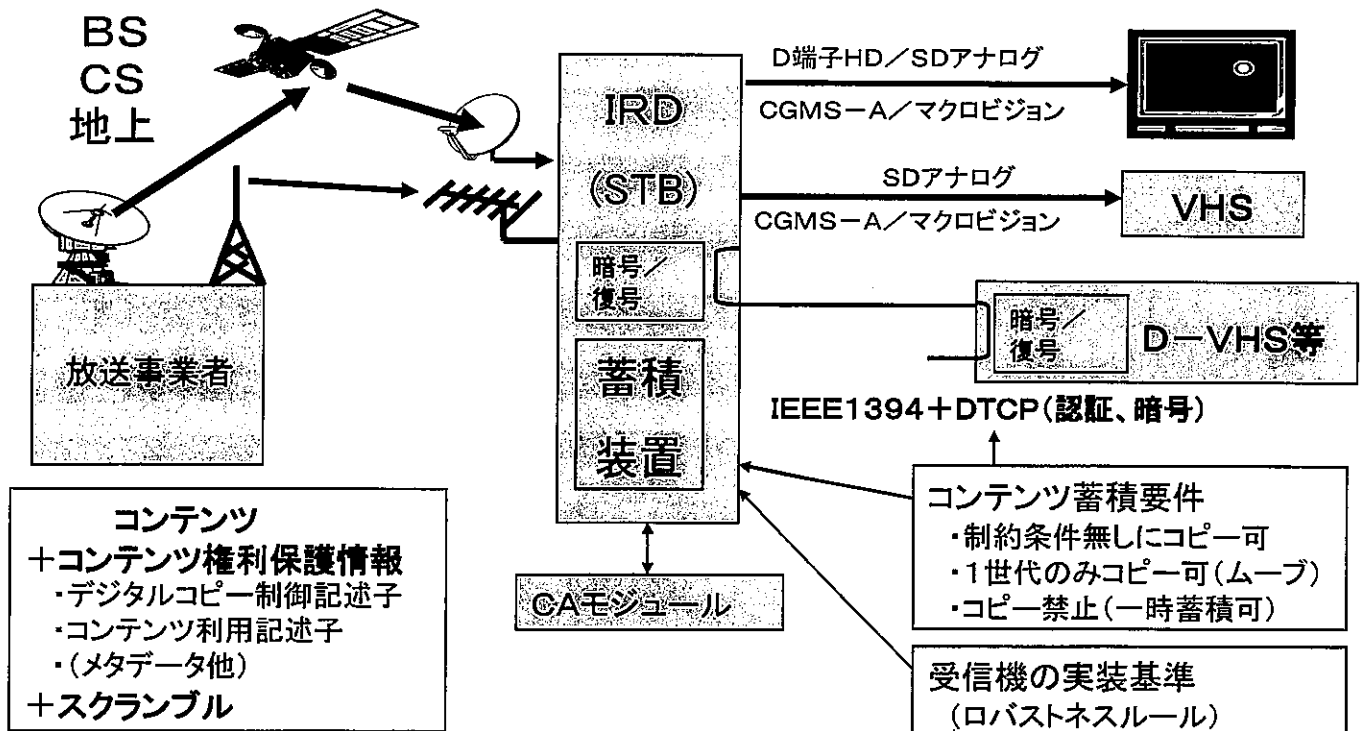
(2004年3月 JEITAパンフレットより抜粋)

2004年4月以降、「1回だけ録画可能」のコピー制御信号が付加されるので、CPRMに対応していないDVDディスクでは、BS・地上デジタルテレビ放送を録画することができなくなります。例えば、DVD-R等のCPRMに対応していないディスクでは、録画出来ません。予約の設定はできても、録画出来ませんので注意してください。(2004年2月時点では、DVD-R/+R/+RWのディスクはCPRMに対応していません。)

- 注1) △は、一部の機種で録画できない場合があります。
- 注2) ○◎は、コピー制御に対応している録画機器と記録メディアの組み合わせで録画する必要があります。
- 注3) 各機器の対応については、カタログや取扱説明書でご確認ください。

	BS・地上デジタル放送		地上アナログ放送	
	1回だけ録画可能	制限なしに録画可能		
標準画質での録画	ブルーレイディスクレコーダー	○	○	○
	D-VHS	○	○	○
	ハードディスクレコーダー	△	○	○
	DVDレコーダー	○(※)	○	○
ハイビジョン画質での録画	VHS	○	○	○
	ブルーレイディスクレコーダー	○	○	—
	D-VHS	○	○	—
	ハードディスクレコーダー	△	△	—
デジタル機器からのダビング	DVDレコーダー	×	×	—
	VHS	×	×	—
	ブルーレイディスクレコーダー	×	○	○
	D-VHS	×	○	○
	ハードディスクレコーダー	×	○	○
	DVDレコーダー	×	○	○
	VHS	△	○	○

コンテンツ権利保護方式の仕組み



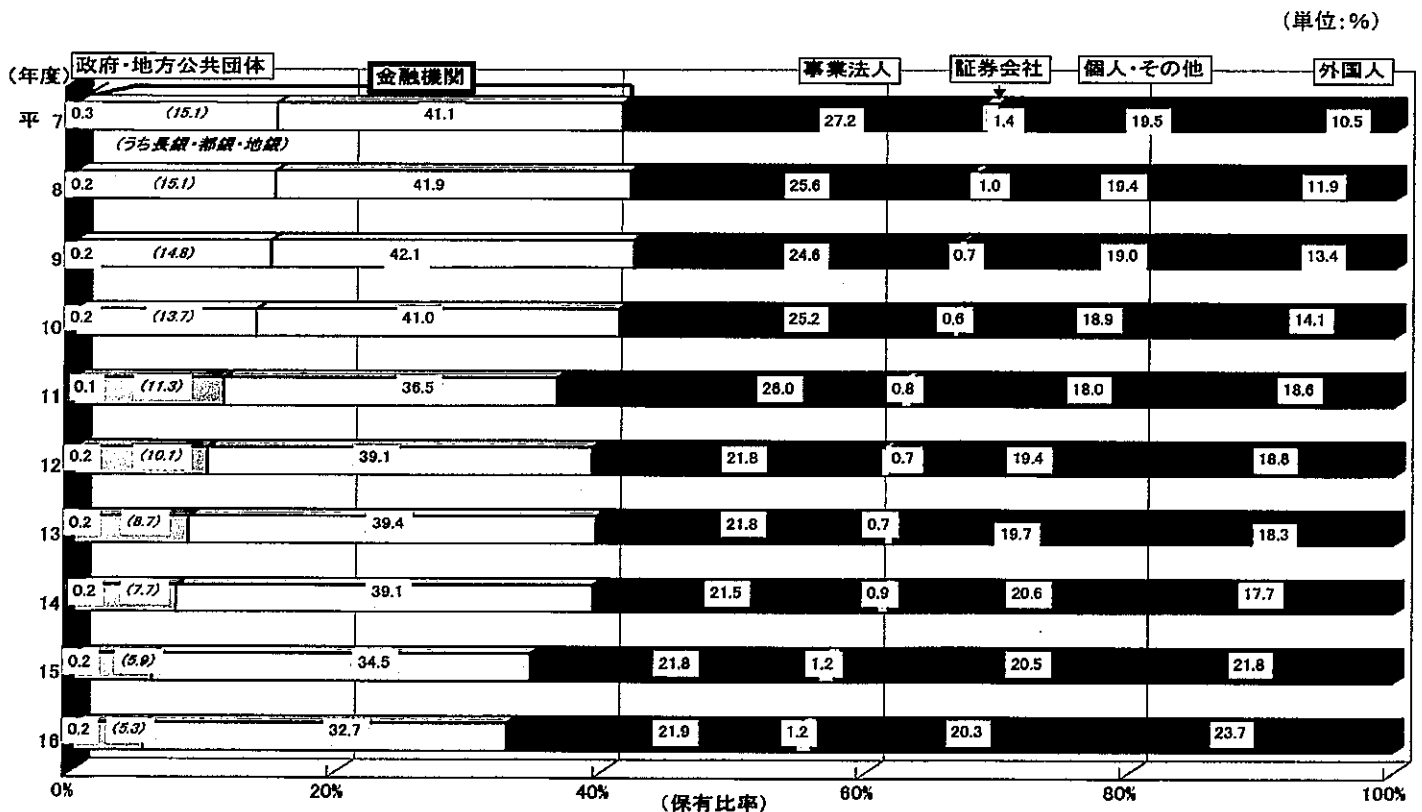
コンテンツ保護に関する運用規定

サービス形態	デジタルコピー制御情報 を用いた世代制限			出力保護
	制約条件なし にコピー可	1世代のみ コピー可	コピー禁止	
ペーパービュー *1 ・1番組や特定の番組群に視聴料を支払う	運用可	運用可	運用可	運用可*3
月極め等有料放送 ・フラット/ティア	運用可	運用可	運用不可	運用可*3
コンテンツ保護を伴う無料番組	運用可	運用可	運用不可	運用可*3
上記以外 *2	運用可	運用不可	運用不可	運用不可

- *1: 運用開始時点においてペーパービューの運用は行わない。
- *2: 無料かつコンテンツ保護を伴わない番組の場合が該当する。
- *3: 「制約条件なしにコピー可」の場合にのみ運用可能。

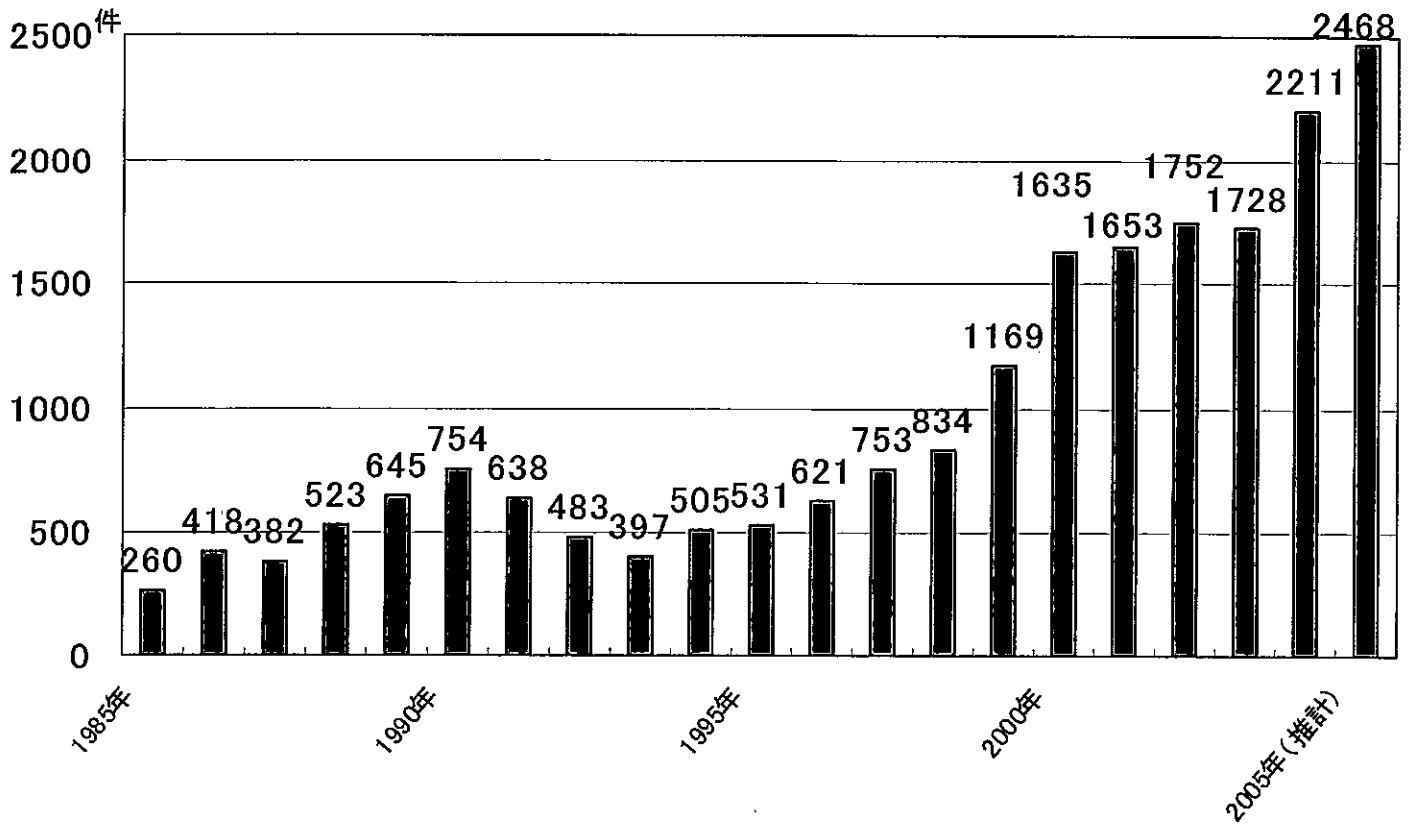
(社)電波産業界 地上デジタルテレビジョン放送運用規定
ARIB TR-B14 より抜粋

最近10年間の投資部門別株式保有比率割合推移



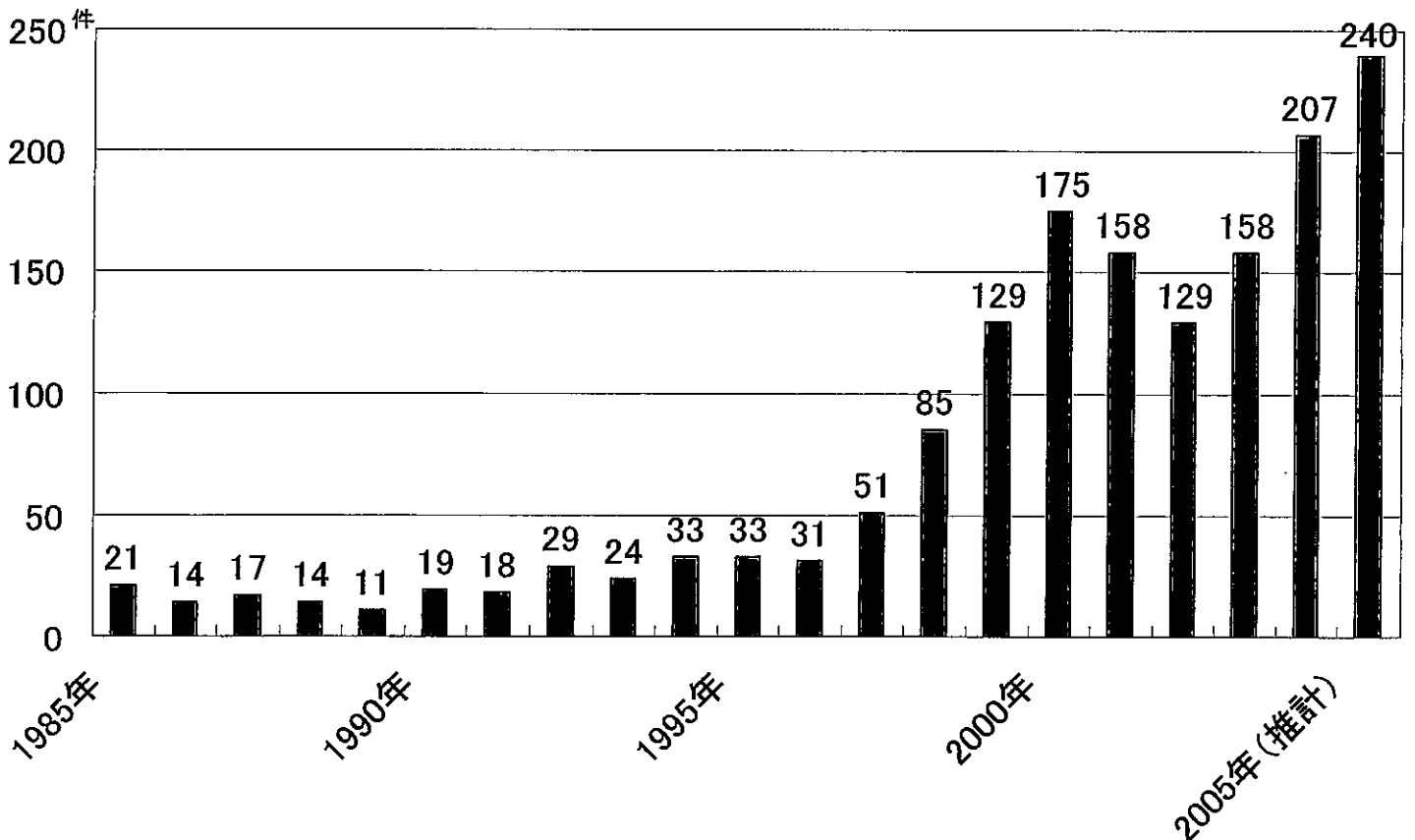
出典: 全国証券取引所の資料による

日本におけるM&A件数の推移



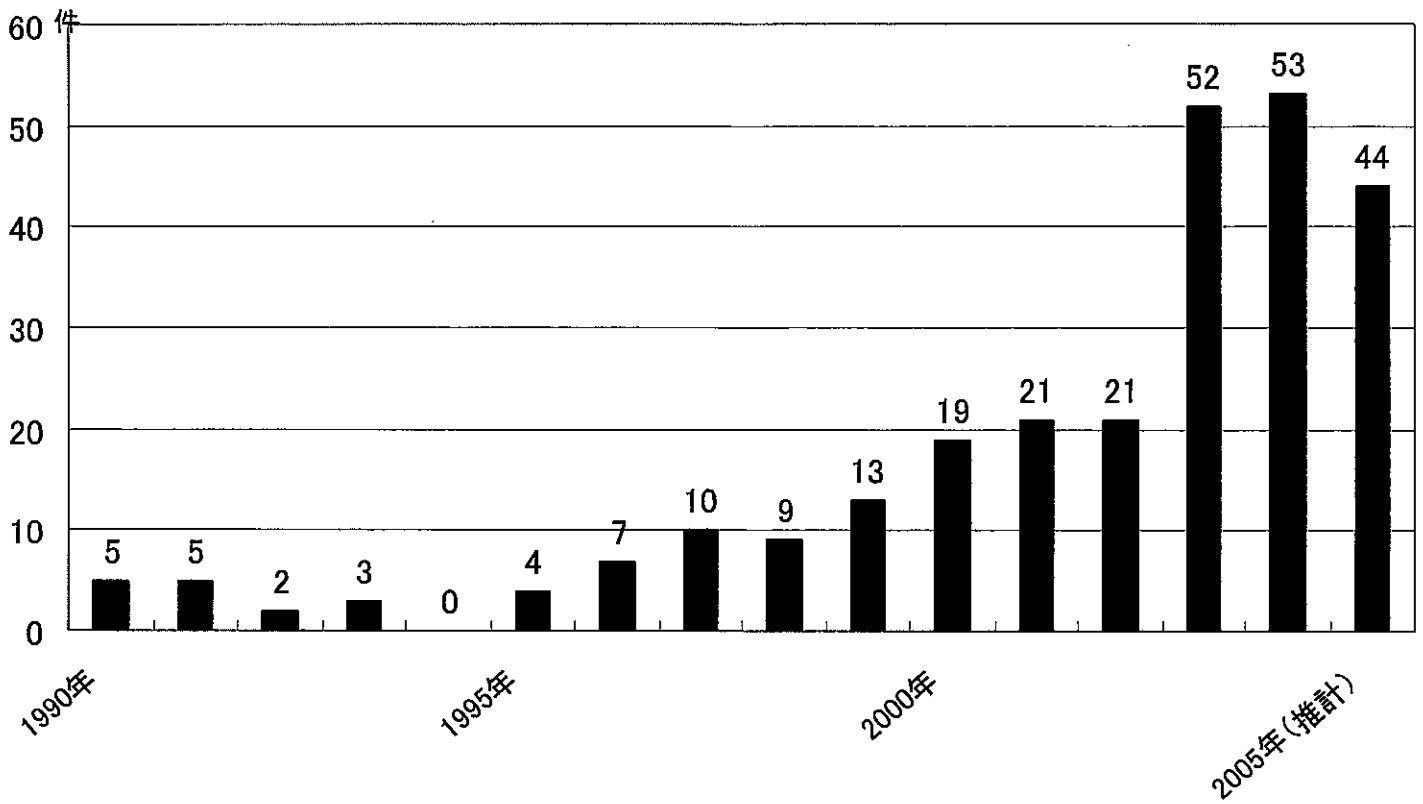
出典:株式会社レコフ「MARR」2005年5月号より

海外企業による日本へのM&A件数の推移



出典:株式会社レコフ「MARR」2005年5月号より

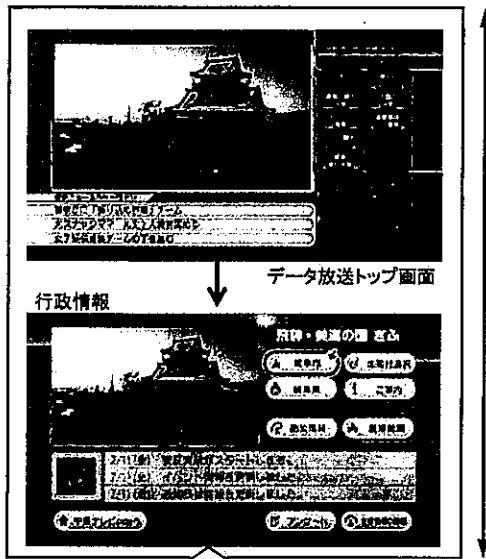
日本におけるTOB件数の推移



出典：株式会社レコフ「MARR」2005年5月号より

地上デジタル放送活用による電子自治体サービスの実証実験（岐阜県）

～実験に参加した中京テレビの画面から～

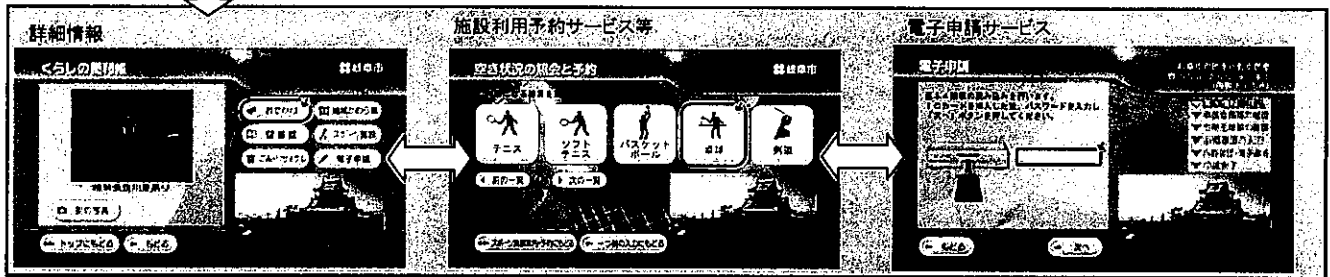


データ放送で提供

【提供されたサービスの例】

行政情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●行政からの広報・お知らせ ・トピックス、イベント ・保健・福祉、防災関連情報（休日夜間診療所、避難場所等） ●行楽・文化催事情報 ・公園の梅の開花状況 ・展覧会・美術展の開催案内
詳細情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ施設等公共施設案内 ●市立図書館の話題の新着図書情報 ●歴史博物館の展示紹介 ●中央卸売市場の市況概況 等
施設予約等のサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ施設利用申し込み ●新着図書貸出予約申し込み ●歴史博物館講座申し込み
電子申請サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●住民票(写)等交付請求書 ●税務証明交付申請書

シームレスにリンク



インターネットで提供

携帯端末向けサービス活用による緊急地震速報の実用化試験（三重県）

■目的

気象庁の緊急地震速報を地上デジタル放送の1セグ携帯端末向けに放送し、携帯電話で受信するまでの一連のシステム構築の技術検証、および視聴者への心理的な影響などを社会的見地から検証する目的で実用化実験を実施。

■特徴

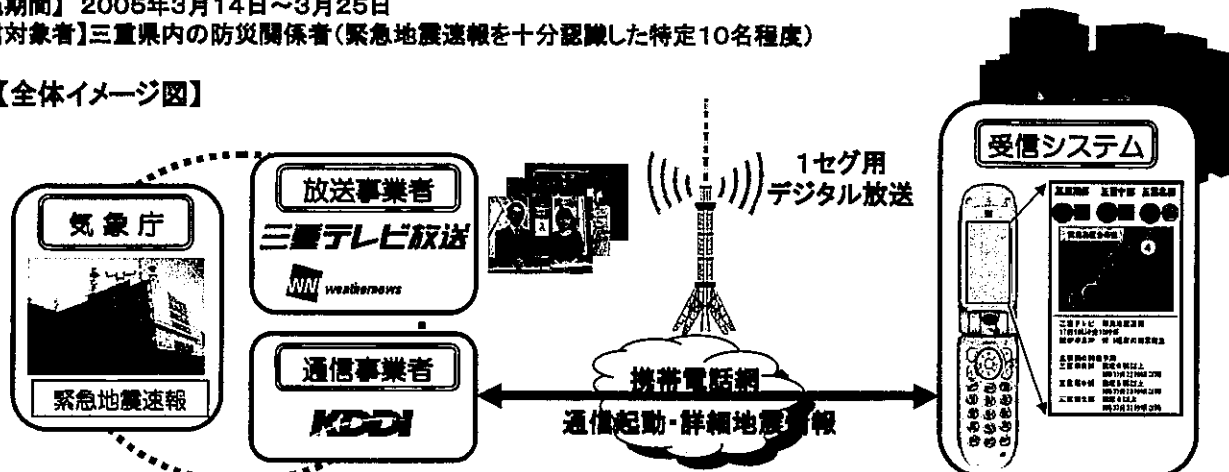
- (1) 気象庁の新技术、緊急地震速報を使用
- (2) 気象庁からの緊急地震速報受信で自動的にピクトグラムに編集し放送する。
同時に1セグ受信携帯電話の自動起動を実施（視認性の高いピクトグラムを新規開発）
- (3) 三重テレビの1セグ携帯向け地上デジタル放送波を使用（サイマル放送を考慮しリアルタイムエンコード使用）

【実施場所】 三重県

【実施期間】 2005年3月14日～3月25日

【受信対象者】三重県内の防災関係者（緊急地震速報を十分認識した特定10名程度）

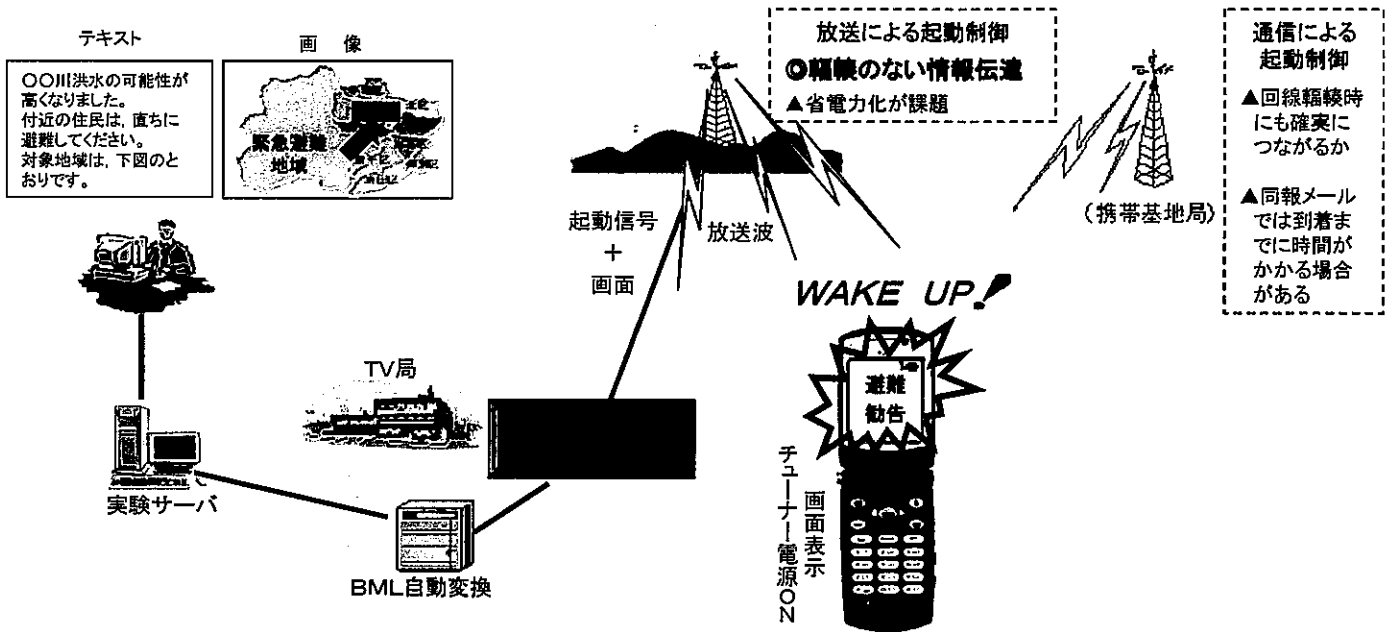
【全体イメージ図】



(KDDI資料より総務省作成)

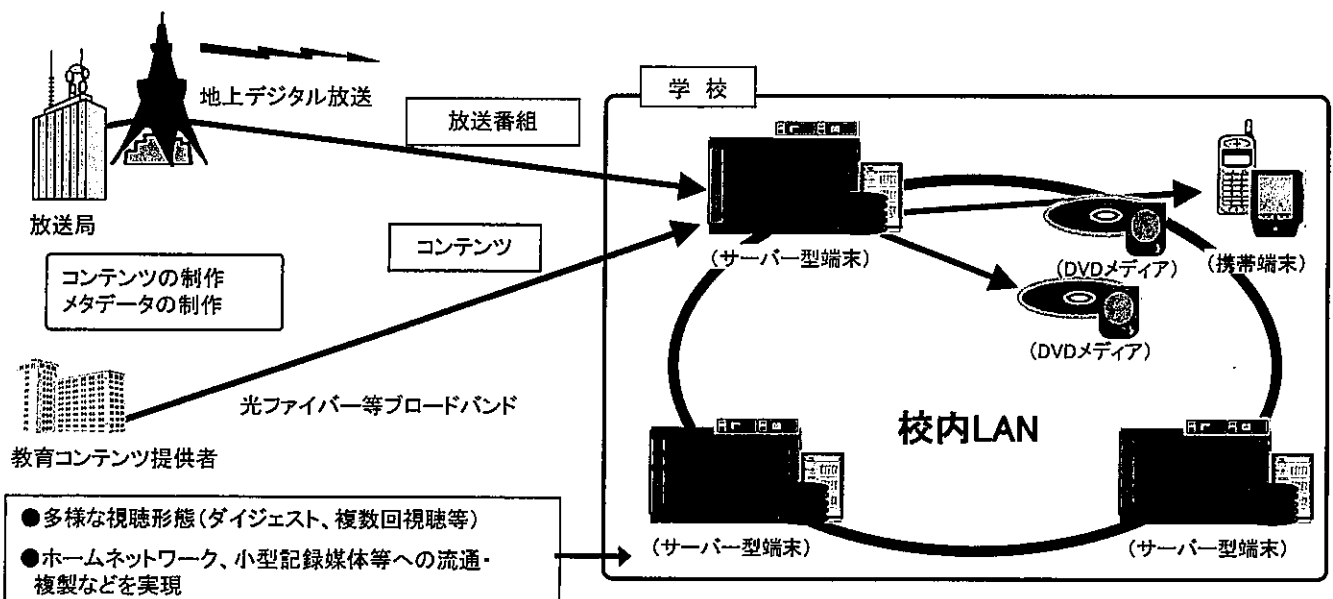
防災分野における活用の例 (携帯端末向けサービス)

- 災害時においても輻輳のない情報伝達が実現される
- 起動制御によって緊急時・災害時においても確実な情報伝達が実現される
- 地域や対象に応じた情報伝達が実現される



教育分野における活用の例 (サーバー型サービス)

- デジタル放送、インターネット通信のあらゆる伝送路からの教育コンテンツをサーバーに蓄積
- サーバー機能とメタデータの組み合わせにより、著作権保護を図りつつ、学校や教師のニーズに応じた、多様な視聴形態を実現



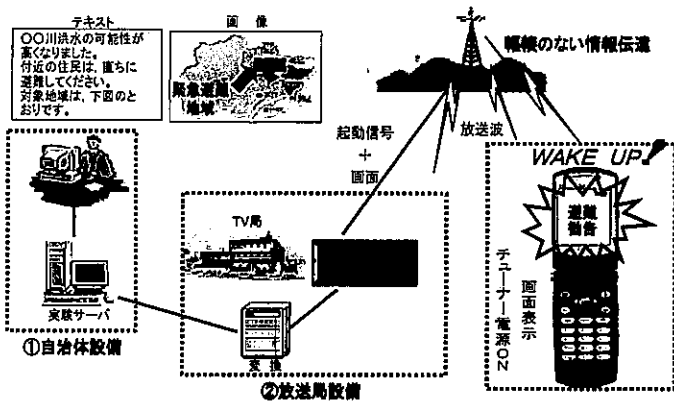
(参考) 地上デジタル放送公共アプリケーションパイロット事業

教育・医療・防災等の公共分野において、地上デジタル放送の高度な利活用を想定したモデル的なシステムを構築し、携帯端末向けサービス、サーバー型サービス等、地上デジタルの特性を活かした新たなサービスの開発を目的とするパイロット事業を実施。

所要経費(一般会計)平成17年度予算額 1,770百万円

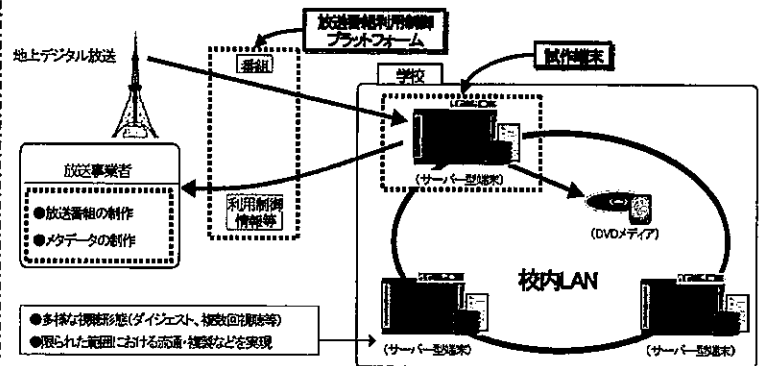
<防災分野における活用例>

- 災害時においても輻輳のない情報伝達が実現
- 起動制御によって緊急時・災害時においても確実な情報伝達が実現
- 地域や対象に応じた情報伝達が実現



<教育分野における活用例>

- 限られた授業時間の中で、授業目的に合った映像を選択して視聴させたり、予習・復習のために重要な箇所のみまとめた映像を視聴させることなどが容易に可能
- リモコンによる操作や放送波による簡易なバージョンアップなど、操作が簡略化
- 柔軟な利用制御システムにより、良質な教育用コンテンツの有効活用が可能

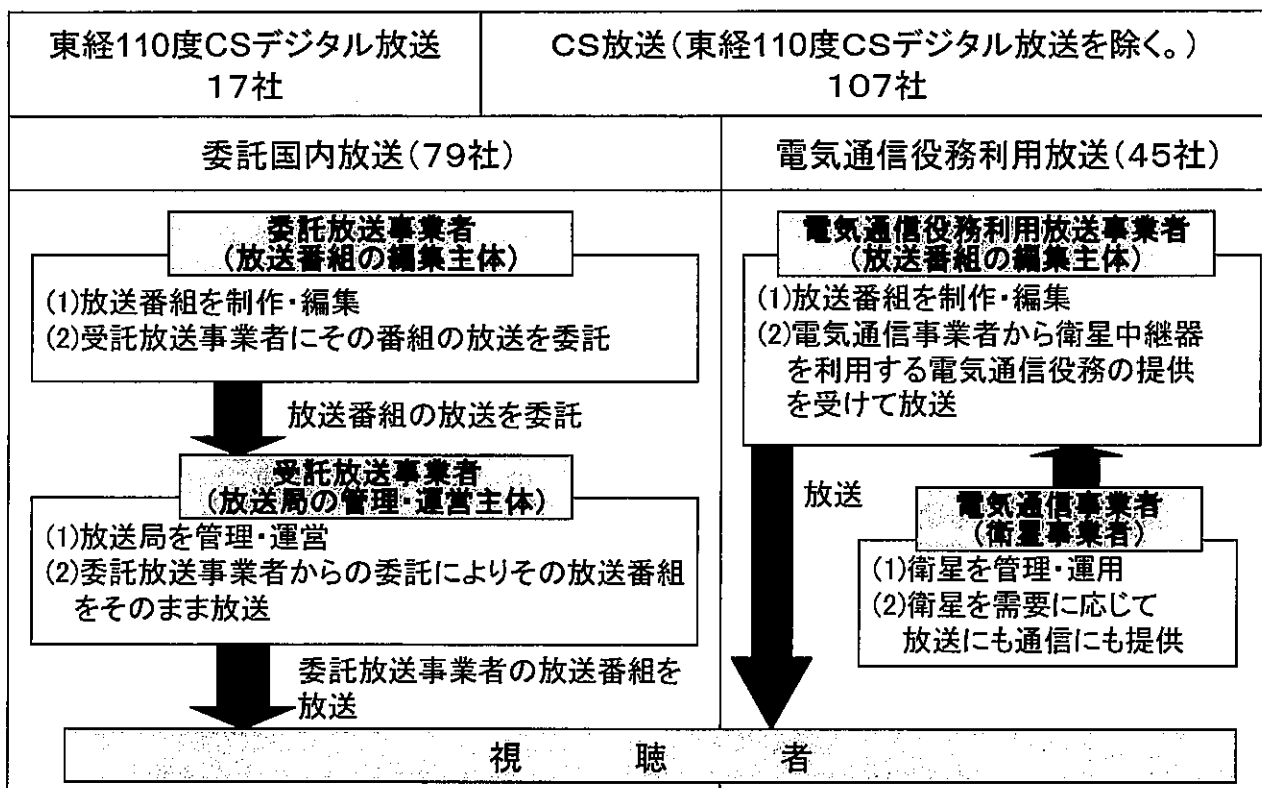


衛星放送の進展

- 衛星放送は、全国放送を基本とする準基幹的放送メディアあるいは多チャンネルの専門メディアとして期待されてきた。

		平成元年 (1989)	平成4年 (1992)	平成8年 (1996)	平成12年 (2000)	平成16年 (2004)
衛星放送	BS	▲放送開始(平成元年)				▲デジタル放送開始(平成12年12月) デジタル放送 ▲2.6GHz帯衛星デジタル音声放送開始(平成16年10月)
	CS		▲放送開始(平成4年)		▲テレビ放送終了(平成10年)	▲デジタル放送開始(平成8年)

CS放送の制度の比較



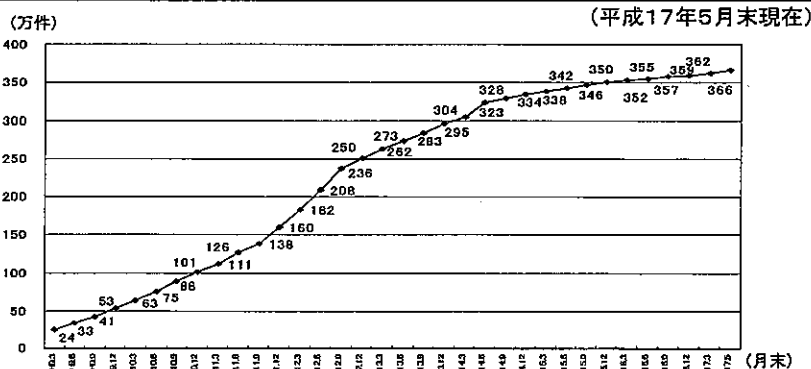
注 東経110度CSデジタル放送とCS放送(東経110度CSデジタルを除く。)の兼営事業者が1社存在するため、全体としては123社。

CSデジタル放送の普及状況

- 東経124度・128度CSデジタル放送における加入件数の推移は、平成8年のサービス開始以来、純増。
- 東経110度CSデジタル放送においても、加入件数は全体として増加の傾向で推移。

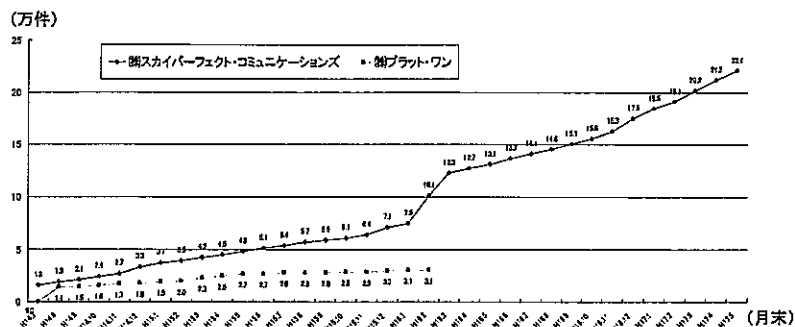
東経124度・128度 (株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズに係る加入件数

- ※1 「加入件数」とは、個人契約者数(有料視聴契約(個人本登録)を結び、視聴料の支払いが発生している加入者数)に、有料視聴契約締結前の無料視聴期間中の数(仮登録、「SKYPerfectTV /」のみ)、法人契約者数(代理店展示用を含む)、技術開発登録数などを加えた総登録者数をいう。
- ※2 「SKYPerfectTV /」に係る加入件数の発表方法が、平成11年8月末分から変更された。
- ①毎月の加入件数を、従来の新規登録者数から純増登録者数として発表。
②開局以来36ヶ月分の累計解約者数を差し引いた累計登録者数を発表。
- ※3 平成12年3月から「ディレクTV」が「SKYPerfectTV /」に加入者の移行を開始し、当該移行加入者数が純増登録者数に含まれる。

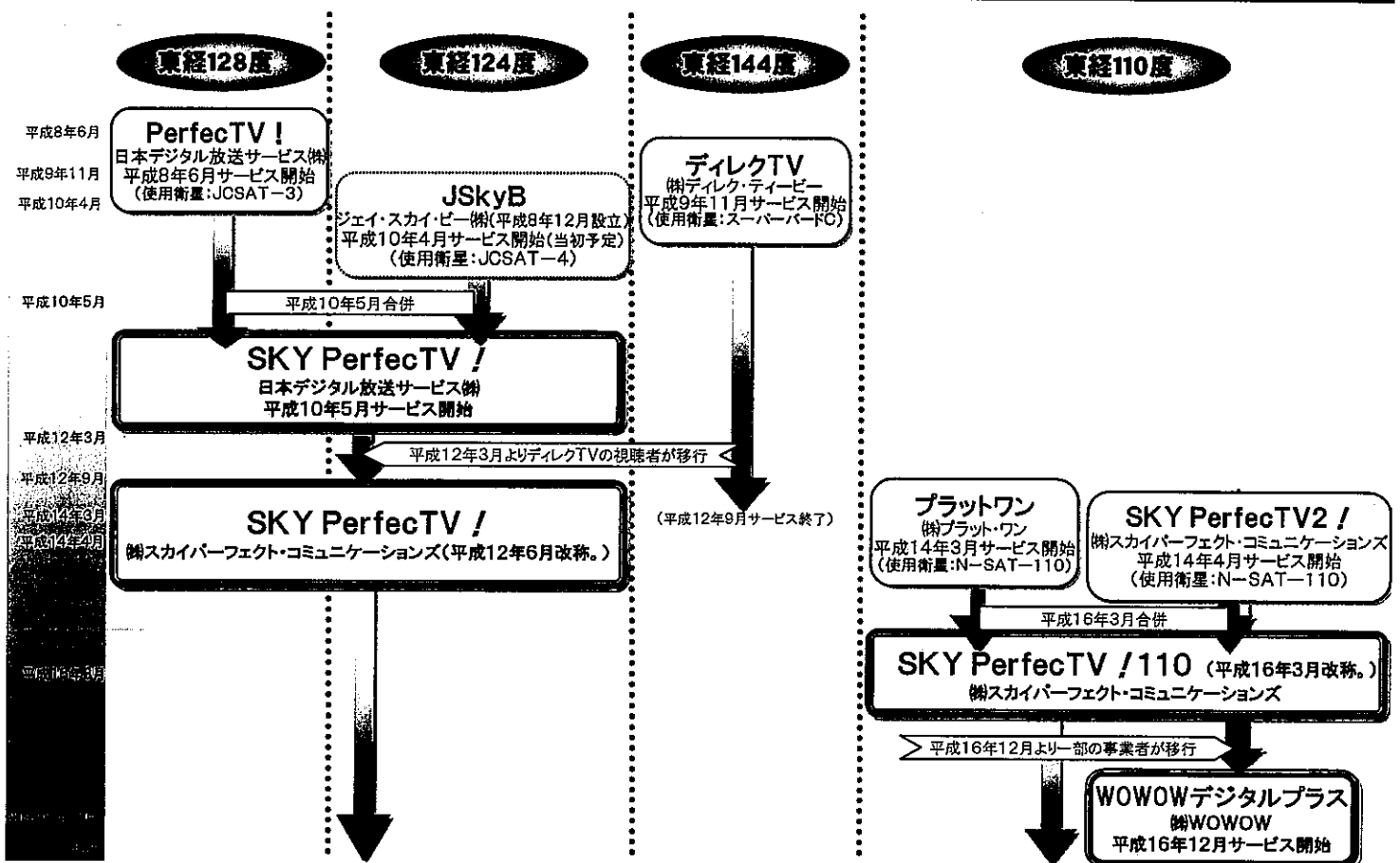


東経110度 (株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ及び (株)プラット・ワンに係る加入件数

- ※1 「加入件数」とは、個人契約者数(有料視聴契約(個人本登録)を結び、視聴料の支払いが発生している加入者数)に、有料視聴契約締結前の無料視聴期間中の数(仮登録、「SKYPerfectTV /」のみ)、法人契約者数(代理店展示用を含む)、技術開発登録数などを加えた総登録者数をいう。
- ※2 平成16年2月末以降は、「SKYPerfectTV / 110」(平成16年3月に「SKYPerfectTV 2 /」が改称。)によるプラットフォーム業務を受託した、スターチャンネルBS加入者が含まれる。
- ※3 平成16年3月末以降は、平成16年3月1日付けで(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズと合併した(株)プラット・ワンの「プラットフォーム」からの移行加入者が含まれる。



CSデジタル放送プラットフォーム事業者の変遷



主なプラットフォームの概要

サービス名称	スカイパーフェクトTV!	スカイパーフェクトTV!110	WOWOW デジタルプラス	B-CASカード
開始時期	平成8年(1996年)6月 (パーフェクトTV!)	平成14年(2002年)4月 (スカイパーフェクトTV! 2)	平成16年(2004年)12月	平成12年(2000年)12月
利用衛星	JCSAT-3(東経128°)、 JCSAT-4A(東経124°)	N-SAT-110(東経110°)		N-SAT-110(東経110°)
受託放送事業者	ジェイサット㈱	ジェイサット㈱、 宇宙通信㈱	宇宙通信㈱	ジェイサット㈱ 宇宙通信㈱
委託放送事業者	103社	14社	3社	17社
チャンネル数	SDTV 182ch 音声 102ch データ 37ch	HDTV 12ch SDTV 77ch データ 2ch	HDTV 1ch SDTV 6ch データ —	HDTV 13ch SDTV 83ch データ 2ch
視聴者数	365.8万	22.1万	0.5万	22.6万
顧客管理代行会社 (プラットフォーム)	㈱スカイパーフェクト・コミュニケーションズ		㈱WOWOW	㈱ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ
主な出資者	㈱ソニー・放送メディア 12.48% ㈱フジテレビジョン 12.48% 伊藤忠商事㈱ 12.48% ジェイサット㈱ 6.91% ㈱東京放送 5.69% (平成16年9月末現在)		㈱フジテレビジョン 9.9% ㈱東京放送 8.9% 日本テレビ放送網㈱ 8.4% 松下電器産業㈱ 7.6% ㈱電通 4.8% (平成16年9月末現在)	日本放送協会 ㈱スター・チャンネル ㈱WOWOW ㈱ビーエス日本 松下電器産業㈱ ㈱ビーエス朝日 ㈱東芝 ㈱ビーエス・アイ ㈱日立製作所 ㈱ビーエス・ジャパン ㈱NTT東日本 ㈱ビーエスフジ

注1: B-CASカードについては、BSデジタル放送を除く東経110度CSデジタル放送関係事項のみを記載。

注2: プラットフォーム2社を利用しないCS放送事業者4社は省略。

注3: B-CASカードにおけるBSデジタル放送に関する視聴者数は、BSデジタル放送の受信世帯数(NHK速報値)。

注4: B-CASカードにおける主な出資者は、㈱ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズのウェブページより。

注5: 委託放送事業者数、チャンネル数、視聴者数については、平成17年5月末現在。

衛星放送事業者のプラットフォーム利用状況

■ スカイパーフェクトコミュニケーションズ(スカパー！)

- ・ 124/128CS ~103社
- ・ 110CS ~ 14社
- ・ BSデジタル ~ 1社

■ WOWOW

- ・ 110CS ~ 3社

■ B-CAS

- ・ BSデジタル ~ 17社
- ・ 110CS ~ 17社

衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン(概要)

I. 衛星放送の円滑な実施の確保のための事項

1. 委託放送事業者及び衛星役務利用放送事業者(以下「委託放送事業者等」という。)に対する、プラットフォーム事業者の業務の内容及びその提供条件並びに責任に関する事項が適正かつ明確になっていること
2. 委託放送事業者等に対し、不当な義務を課したり、不当な差別的取扱いが行われないこと
3. プラットフォーム事業者と委託放送事業者等の利益が相反する場合に、その適正な解決が図られるようになっていること

II. 衛星放送の視聴者(視聴しようとする者を含む。以下同じ。)の利益を確保するための事項

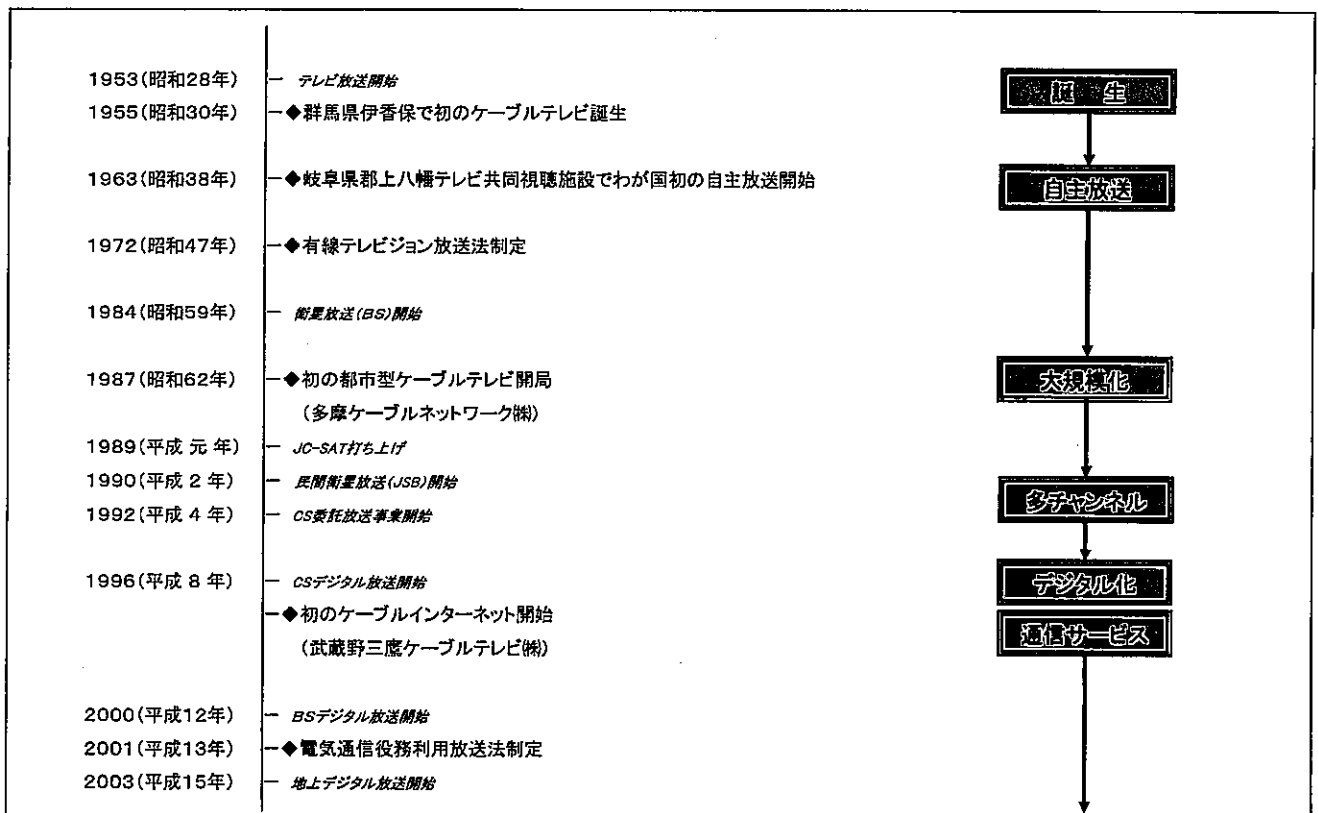
1. 視聴者に対する営業活動を行う場合にこれが適正に行われること
2. 視聴者に対し、有料放送の役務の料金その他の提供条件及びその変更の内容が明示されること
3. 視聴者からの苦情・要望等が誠実に受け付けられ、適切な対応が図られること
4. 視聴者の個人情報適正に取り扱われ、その保護が図られること

日米英における衛星放送の事業構造

		日本	米国	英国
事業者区分	番組制作・供給	番組供給業者	番組供給業者	TLCS事業者 (Television Licensable Content Service) (衛星通信事業者)
	番組編成 (チャンネル)	委託放送事業者 電気通信役務利用放送事業者	DBS事業者 (Direct Broadcast Satellite)	
	顧客管理等 (プラットフォーム)	プラットフォーム事業者		
	番組送信	受託放送事業者 電気通信事業者		
関連法規・免許対象		委託放送事業者 ←放送法(第52条の13等)に基づく免許 受託放送事業者 ←電波法(第6条等)に基づく無線局免許 電気通信役務利用放送事業者 ←電気通信役務利用放送法(第3条等)に基づく登録 電気通信事業者 ←電気通信事業法(第9条)に基づく登録	DBS事業者 ←47CFR25.148 (Code of Federal Regulations, Title 47-Telecommunication, Part 25_Satellite Communications, Sec.25.148 Licensing Provisions for the Direct Broadcast Satellite Service.) に基づく免許	TLCS事業者 ←2003年通信法(第235条: Licensing of television licensable content services) に基づく免許 ※伝送設備(衛星通信)は自ら保有するものでも他者が保有するものでも可 ※同時に放送される複数の番組から構成される場合、単一の免許で可

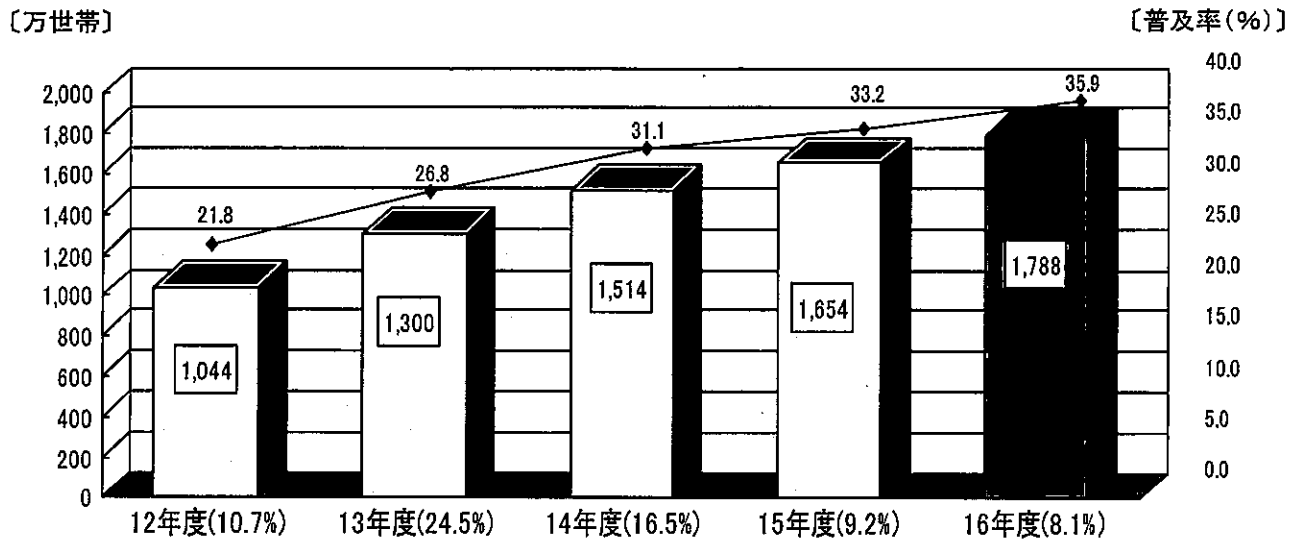
□ = 放送制度上の免許事業者

ケーブルテレビの変遷



自主放送を行う許可施設ケーブルテレビの加入世帯数、普及率の推移

平成17年3月末における自主放送を行う許可施設のケーブルテレビ加入世帯数は、1,788万世帯、普及率は35.9%となっている。



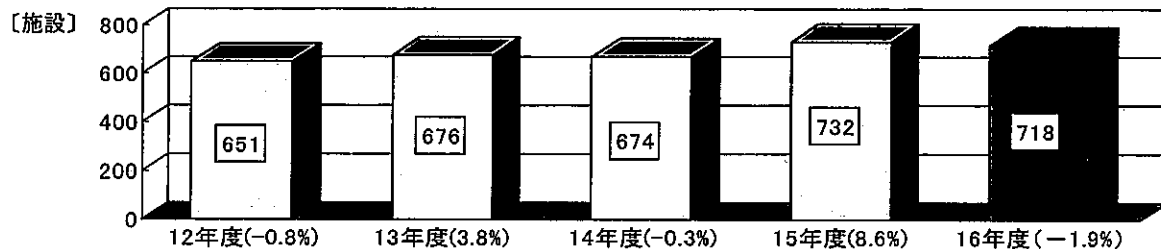
※1 年度末の数値。()内は加入世帯数の対前年度増加率。

※2 普及率は、各年度末の住民基本台帳世帯数から算出(平成16年度分については、平成15年度末の世帯数を使用)。

自主放送を行う許可施設数、許可事業者数の推移

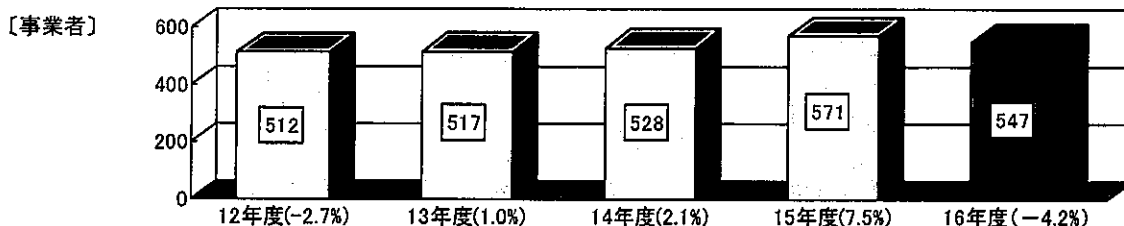
平成17年3月末における自主放送を行う許可施設数及び事業者数は、それぞれ718施設、547事業者となっている。

自主放送を行う許可施設数の推移



※ 年度末の数値。()内は施設数の対前年度増加率。

自主放送を行う許可施設事業者数の推移



※ 年度末の数値。()内は事業者数の対前年度増加率。

注 許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の放送方式により放送を行っているものを含む。

ケーブル事業者間の連携事例

ネットワーク

地域において隣接する事業者が、ネットワークを整備し連携

- (例) 富山県 富山県ケーブルテレビ協議会参加18事業者が、「いきいきネット富山」のネットワークを整備し、番組交換、IP電話事業、県議会生中継を実施
- 三重県 県内9事業者がCATV網を相互接続することにより、高速大容量のネットワークを整備し、デジタルヘッドエンドの共用・インターネットサービスを実施

県の整備する広域ネットワークを利用した連携

- (例) 佐賀県 NetComさが推進協議会参加10事業者が、県の整備した光ファイバ網を利用し、インターネットサービス、ローカルコンテンツの提供を実施
- 大分県 「豊の国ハイパーネットワーク」を活用し、デジタルヘッドエンドの共同利用、ローカルコンテンツの提供、IP電話事業を計画

デジタルヘッドエンドの共用・共同事業の展開

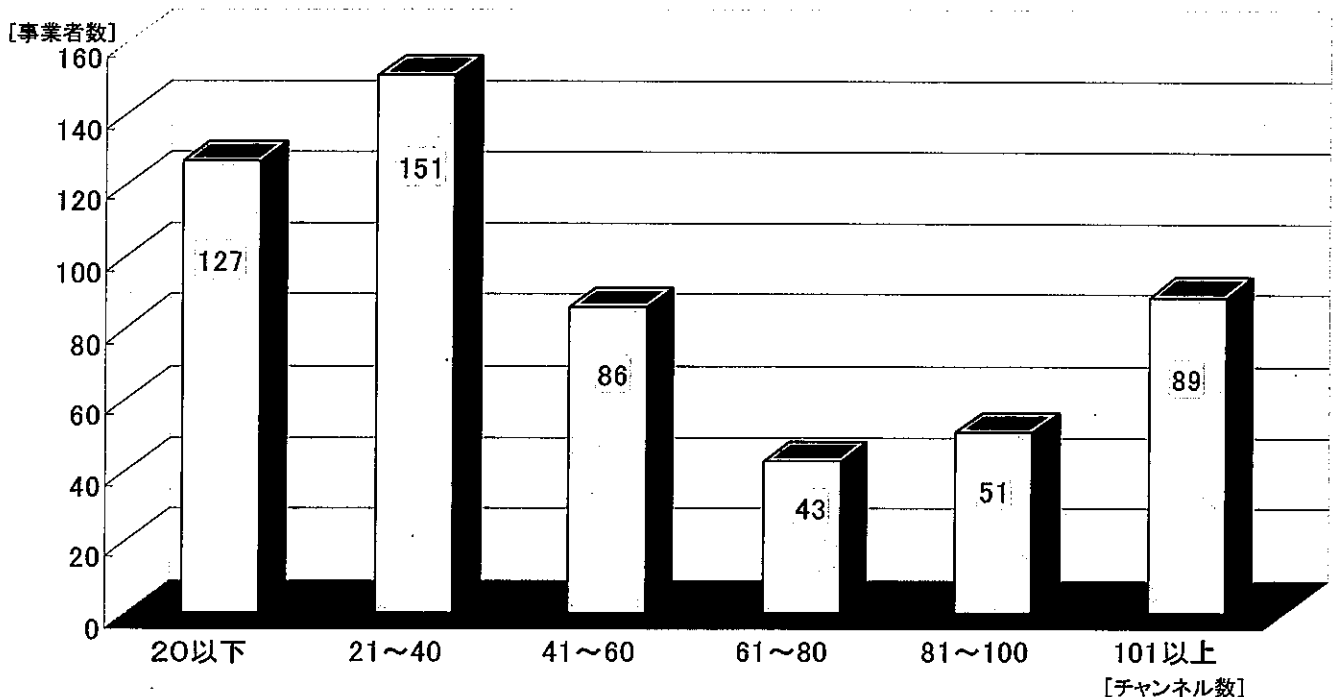
- (例) 日本デジタル配信網(JDS)
電鉄会社等が中心となり、デジタルヘッドエンドの共用・デジタルコンテンツの大規模な配信等を実施、関東圏22社
- 関東海デジタルネットワークセンター(TDNC)
ケーブルテレビ事業者が中心となり、デジタルヘッドエンド共用、IP電話事業等の共同事業を実施、東海圏20社
- 関東東京デジタルネットワーク(TDN)
東京・千葉・埼玉の12事業者が、デジタルヘッドエンドの共用、ローカルコンテンツの相互活用、放送機器・番組の共同購入等を実施

M S O

持ち株会社方式によるケーブルテレビ経営の効率化等

- (例) (株)ジュピターテレコム
外資企業及び商社が中心となり、経営の効率化等を図るもの、グループ17社、北海道・関東・近畿・九州で事業展開
- ケーブルウェスト(株)
家電事業者などが中心となり、経営の効率化を図るもの、グループ6社、大阪府で事業展開
- ジャパンケーブルネット(株)(JCN)
メーカー及び商社等が中心となり、経営の効率化等を図るもの、グループ14社、首都圏を中心に事業展開

自主放送を行うケーブルテレビ事業者のチャンネル数の分布



※平成17年3月末現在、自主放送を行うケーブルテレビ事業者547社を対象に総務省が調査

私的複製について

1 基本的考え方

- 著作権法第30条第1項は、複製行為が一定の投下資本を必要とした時代の規則。
- 例外的な複製行為が私的に行われる場合、権利者に与える影響も微々たるものである反面、権利の範囲内としても権利侵害をチェックできず、権利処理の費用も高いことから、このような私的複製は著作権の権利範囲外。

2 私的使用に関する原則

- 家庭内およびこれに準ずる限られた範囲内であること
- 原則として使用する本人が複製すること

3 技術的保護手段の回避に係る規律

- コンピュータ技術を利用した対価の還流システムにとってプロテクションの実効性の確保は最重要課題であるが、技術的な制約には限界があることから、法的な支援が必要。
- そのため、著作権法においては、技術的保護手段の回避について、以下のような行為を規制。
 - 技術的保護手段の回避行為による複製(私的使用目的の場合も含む)(第30条第1項第2号)
 - もっぱらコピー・コントロール等の回避を目的として製造された装置・プログラムを公衆に提供する行為(第120条の2第1号)
 - 業としての回避行為の実施(第120条の2第2号)
 - 権利管理情報の改竄、改竄著作物の提供(第113条第3項)

(参考) 関係参照条文

○著作権法(昭和四十五年五月六日法律第四十八号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法(次号において「電磁的方法」という。)により、第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権(以下この号において「著作権等」という。)を侵害する行為の防止又は抑止(著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。)をする手段(著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。)であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送(次号において「著作物等」という。)の利用(著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。)に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるものをいう。

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合
- 二 技術的保護手段の回避(技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。))を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第二百十条の二第一号及び第二号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じないようにした複製を、その事実を知りながら行う場合

第二百十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置(当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。)若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化し
- 二 業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行つた者

不正競争防止法における技術的制限手段に係る規律

- 技術的保護手段の回避行為をなした者に対する規制はなし
- アクセス・コントロールやコピー・コントロールの回避装置・プログラムの提供を規制（第2条第1項第10号・第11号）

「機能のみを有する」の意義

著作権法120の2第1号、不正競争防止法2条1項10号、11号は、専用装置が規制の対象とされており、パーソナル・コンピュータのように、使い次第では、技術的制限手段の効果を妨げるために使用することができる汎用機器は含まれない。技術的制限手段の迂回以外の用途を有する情報処理技術機器の取引機器の取引を阻害してまで、成果開発のインセンティブを保障することは、産業の発展という制度趣旨に反するからである。ただし、汎用機器中に専用装置が組み込まれており、当該装置のみを取り出すことができる場合には、他用途への影響が小さいので、この限りではなく、規制の対象とされている（2条1項10号括弧書き）。

（参考）関係参照条文

○不正競争防止法（平成五年五月十九日法律第四十七号）

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

十 営業上用いられている技術的制限手段（他人が特定の者以外の者に映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものを除く。）により制限されている映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能のみを有する装置（当該装置を組み込んだ機器を含む。）若しくは当該機能のみを有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

十一 他人が特定の者以外の者に映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能のみを有する装置（当該装置を組み込んだ機器を含む。）若しくは当該機能のみを有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

（差止請求権）

第三条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

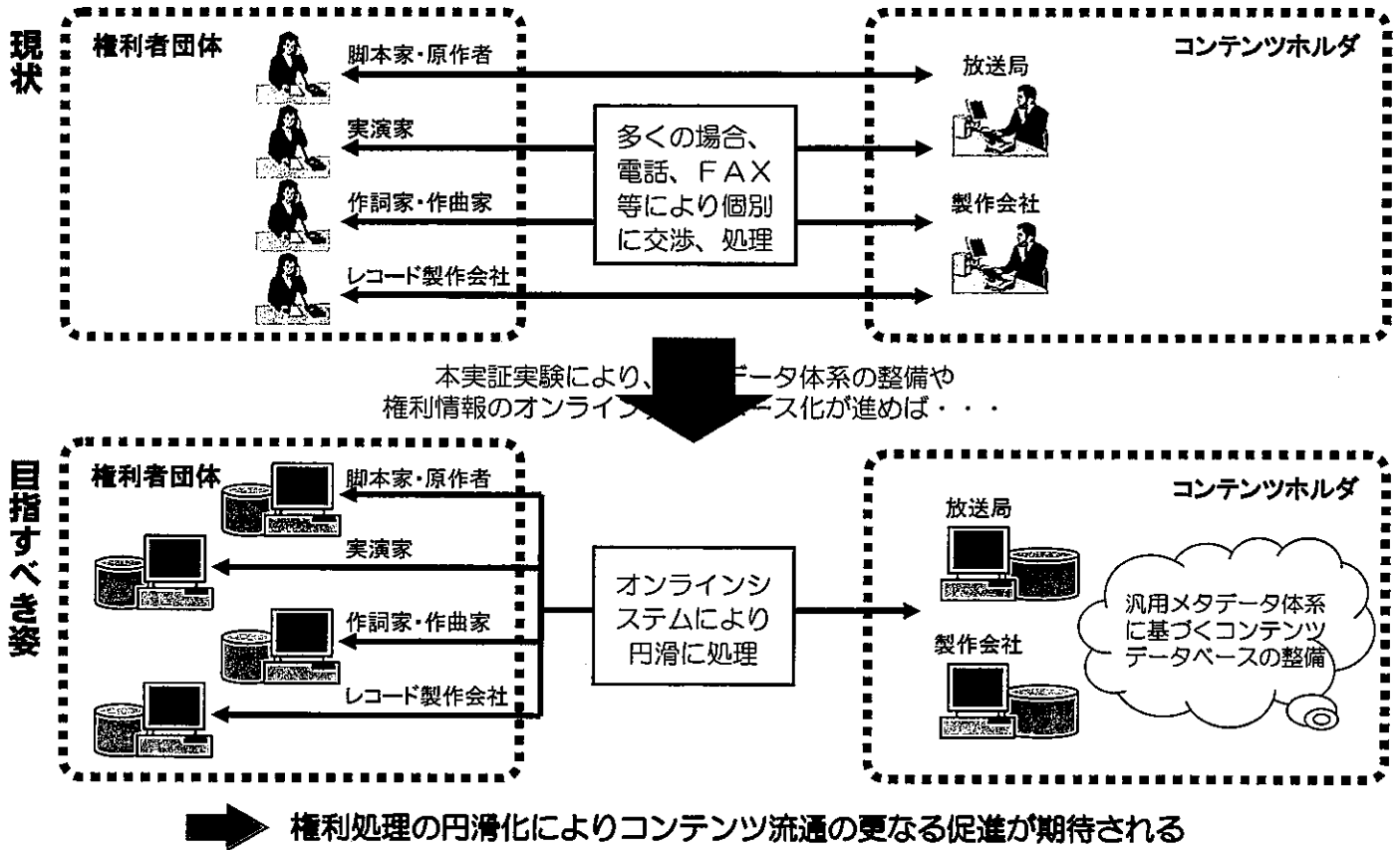
2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

（損害賠償）

第四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第八条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

権利クリアランス実証実験の意義

映像コンテンツは制作に携わる者が多く、二次利用（インターネット配信等）のための権利処理に係る負担が大きい



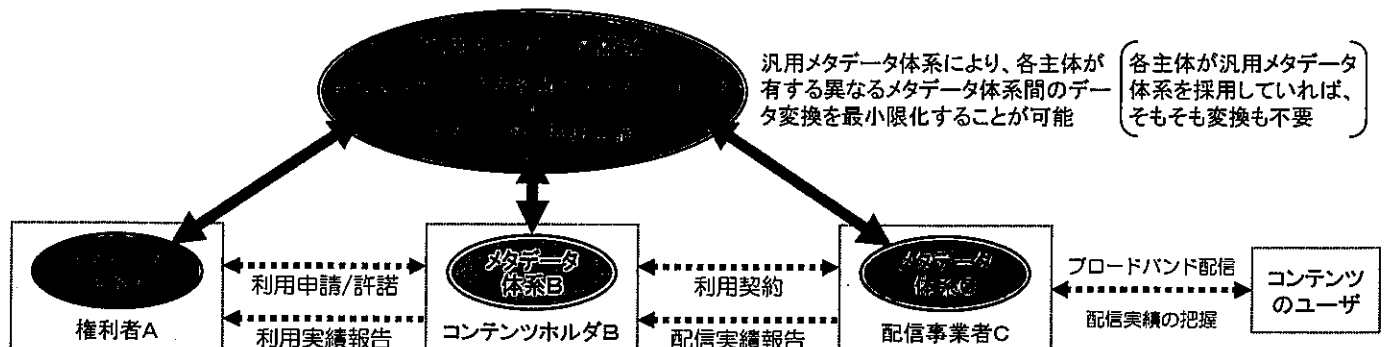
権利クリアランス実証実験 成果(1) 権利処理の円滑化に資するメタデータ体系の策定

① 汎用メタデータ体系の策定・精緻化

- 権利処理の円滑化に向けては、権利者団体、コンテンツホルダ、配信事業者といったB2Bコンテンツ流通・取引の関係者間で、メタデータを相互に効率的に交換することが必要であり、そのためには、それぞれが使用しているメタデータ体系間の互換性を確保する仕組みの構築が必要。
- そこで、メタデータの互換性を確保する仕組みとして、関係者が共通に利用しうるメタデータ項目群を検討し、メタデータの共通言語として機能する「汎用メタデータ体系」を策定。

・汎用メタデータ体系は、P/Meta仕様、Melodies&Memories仕様、TV Anytime Forumメタデータ仕様、cDf仕様等の各規格を基に最小公倍数的に定義
 ・放送利用、インターネット利用等の様々なコンテンツ利用・取引形態に対応した多数のメタデータ項目を含む

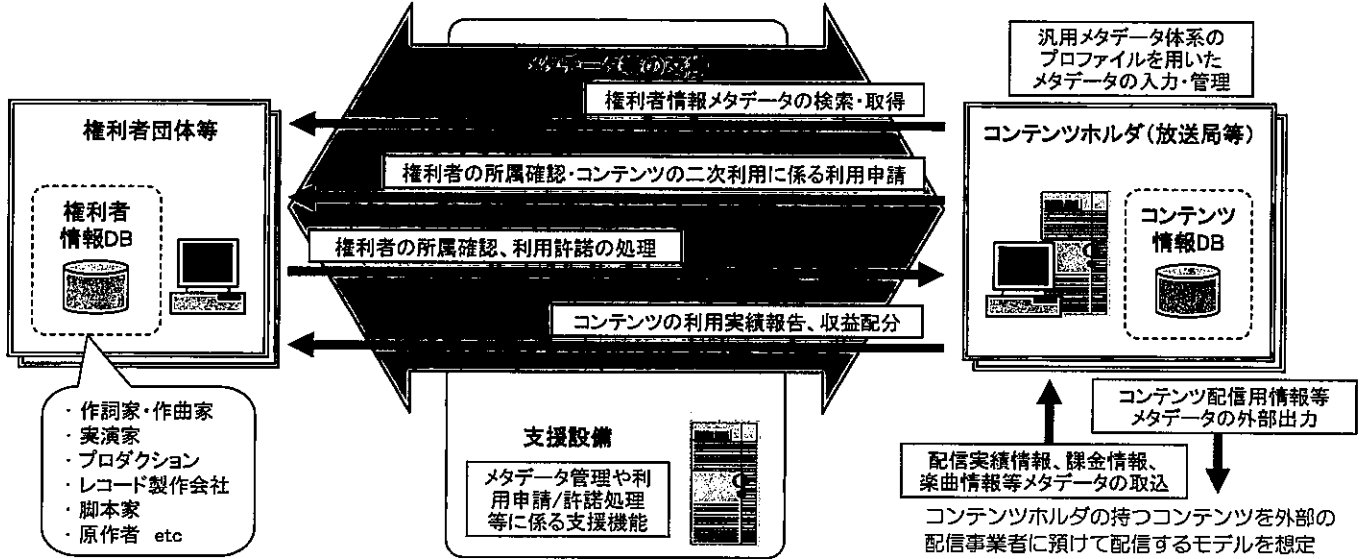
- 平成16年度は、3ヶ年の実証実験を通じて得られた知見から、より実ビジネスでの利活用シーンに適合した形態へと近づけるべく、メタデータ項目の追加（日本語かなへの対応、権利者の所属団体情報の追加など）や構造の変更（楽曲識別子の複数記述対応など）を施し、結果的に約1,480項目へと絞り込んだ。



権利クリアランス実証実験 成果(2) コンテンツの二次利用に係る権利処理システムの実証

① オンライン権利処理業務フローの検証

- ▶ コンテンツのネットワーク流通を考慮した権利処理業務フローについて検討を行い、このフローに基づいて、権利者団体保有の権利者情報データベースとコンテンツホルダ保有のコンテンツ情報データベースとを連携、メタデータの入力、管理、交換機能により権利処理関連業務を行うことのできる実証実験システムを構築。
- ▶ このシステム上で、利用申請/許諾、利用契約、配信実績報告、利用実績報告、収益配分という一連のコンテンツ流通工程を模擬し、汎用メタデータ体系を利用したメタデータ交換の有効性を検証。
- ▶ 平成16年度は、実験参加団体の拡大や仮想的な配信系システムとの連動を図り、権利者情報の検索から収益配分に至る総合的な権利処理システムの有効性を確認。例えば、許諾申請の状況確認業務に関しては、概ね従来の4分の1程度の省力化を実現。



平成17年3月23日

日本経済団体連合会

ブロードバンドコンテンツ流通研究会

映像コンテンツのブロードバンド配信に際する 著作権関係団体と利用者団体協議会との合意について

日本経済連では、平成17年3月22日、[コンターテインメント・コンテンツ産業協会]と「ブロードバンドコンテンツ流通研究会」の合同委員会(音楽、ゲーム、アニメ、映画、放送等の関係企業と著作権関係団体等が一堂に会するなか、映像コンテンツ関連団体で構成する「利用者団体協議会」が取りまとめ、映像コンテンツのブロードバンド配信に際する著作権関係団体との合意内容について合意を交わしました。

「利用者団体協議会」では、「ブロードバンドコンテンツ流通研究会」が平成15年6月に公表した「申請とりまとめ」を機に、同年7月22日、著作権関係団体との間で協議を絶つてきた結果、このほど、放送局制作のテレビドラマ番組をストリーミング配信するモデルとした料額について、下表の内容で合意に至ったものです(平成18年3月31日までの暫定料額)。

本会は、自営された情報が一層の普及となり、さまざまな映像コンテンツのブロードバンド配信の検討が一層進むものと期待されます。

◇ 放送局制作のテレビドラマをブロードバンド配信する場合の使用料額の概要
(適用期間：平成18年3月31日まで)

分野	協議団体	合意内容(当該分野の料額の合計) (税別)
文 庫	日本文庫協会 日本脚本家協会 日本シナリオ作家協会	著作権収入の2.8%
音 楽	日本音楽著作権協会 (JASRAC)	配信収入および広告収入の1.35% (※1)
レコード	日本レコード協会 著作権・CPRA (※2)	著作権収入の1.8%
実 演	実演協・CPRA (※2)等	著作権収入の3.0%

(※1) 配信料額以上の料額を適用した料額
(※2) 日本音楽著作権協会・実演著作権センター

放送局に対する外資規制について

近年における対内投資の増加、我が国における株式保有・出資の在り方の急激な変化等、電波法制定時には想定していなかった事態の出現を踏まえ、放送局に対する外資規制の在り方を見直すもの

1 地上放送について間接出資規制を導入する

(理由)

○ 地上放送は、

- ・ 国民的財産である公共の電波を使用するものであり、その有限希少性が強い
- ・ 政治、文化、社会等に大きな影響力を有する言論報道機関として重要な役割を担う
- ・ 災害情報等をはじめとする国民生活に不可欠な情報を提供
- ・ 米国、仏国等諸外国においても間接出資規制を導入（別添1）

* 衛星放送については、英国、米国、仏国において適用されている事例も無く、また、メディアとしての普及・発展段階にあること等から、今回は対象としない

2 間接出資規制の基本的な枠組みは、N T Tの例（別添2）を参考とし、具体的な計算方法等については省令で規定する

(1) 現行の外資規制比率（5分の1未満）は変更しない

(2) 間接出資の場合の計算は、かけ算を基本とする

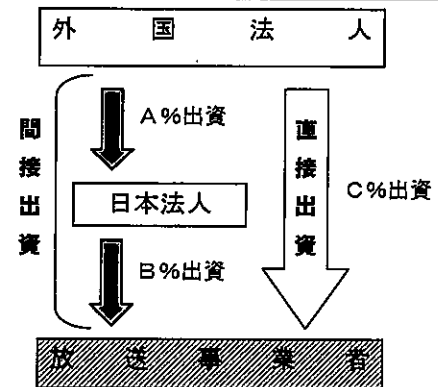
⇒ 右図の例において

$$\left[\frac{A}{100} \times \frac{B}{100} + \frac{C}{100} \right] < 1/5$$

(3) 間接出資の場合、一定割合以上の出資を計算の対象とする

<一定割合を検討する上での参考>

- 5% 証取法の大量保有報告書の報告義務対象
- 10% 現在のN T Tの間接出資規制の対象



3 その他

(1) 株主名簿の記載等の拒否

間接出資に係る日本法人からの名義書換請求等に対応して、株主名簿に記載等すると外資規制に抵触することとなる場合、放送事業者は記載等を拒否できる旨の規定を整備する

(2) 議決権の制限

間接出資に係る外資比率が増加する場合において、(1)では対応できず、外資規制に抵触することとなるときは、抵触しないように外国人又は間接出資に係る日本法人が有する放送事業者の株式の一部は議決権を有しないこととする旨の規定を整備する

(3) その他

その他所要の規定の整備を行う

		米国	英国	仏国	独国	伊国	加国	豪州	韓国
地上放送	直接出資規制	1/5超不可	外資規制はなし ※一定のメディア企業の合併に際して、政府がメディアの多様性等に関し「公益テスト」を実施	1/5超不可	独又はEU加盟国内の居住地要件がある例あり(注1) ※民放は基本的に衛星・ケーブルを使用	1/2超不可	1/5超不可	(TV) 1/5超不可 1の外国人の支配不可(注2)	出資不可
	間接出資規制	あり(注3)		あり(注4)		あり	あり(注5)	(TV) あり(注6)	あり(注7)
衛星放送	直接出資規制	適用されている実例なし		なし	なし	地上放送と同じ	地上放送と同じ	(有料TV) 35%超不可 1の外国人 20%超不可	33%超不可
	間接出資規制							地上放送と同じ	地上放送と同じ

(注1) 居住地要件を課しているのは15州中8州。例えば、バーテンゲン/ウルテンベルグ州：独国、EU条約国、欧州経済圏に関する協定国に定住所、所在地を有すること、ノルライン=ヴェストファーレン州：EU条約国に居住すること、ラインラント・ファルツ州：独国国内の住所

(注2) 15%以上の保有は支配とみなされる。

(注3) 外国法人(A%)一国内法人(B%)一免許主体 A>50%かつB≤50%のとき、外資=B% A≤50%かつB>50%のとき、外資=A% A≤50%かつB≤50%の場合、外資=A×B%

(注4) 外国法人(A%)一国内法人(B%)一免許主体 A>50%のとき、外資=B%

(注5) 放送会社の親会社に対する出資は3分の1超は不可。この範囲内で別途、放送会社に20%まで出資可能。

(注6) 外国法人(A%)一国内法人(B%)一免許主体 A>50%のとき、外資=B%、A≤50%のとき 外資=A×B

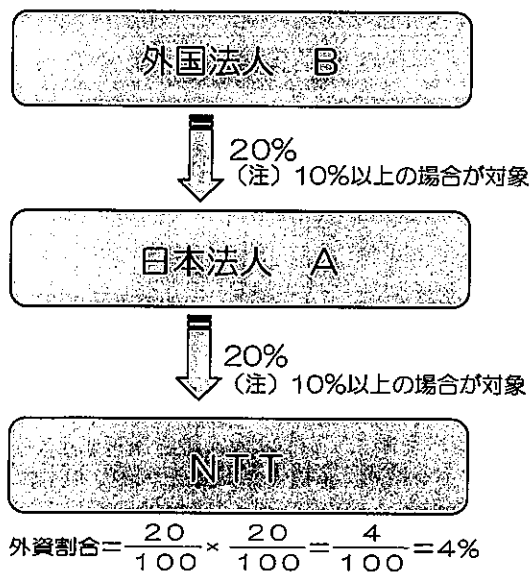
(注7) 外国法人(A%)一国内法人(B%)一免許主体 A>50%のとき、又は、Aが法人Bの最大額の出資者である場合、Bは出資不可。

NTT法における外資規制の仕組み

〔NTT法の外資規制〕

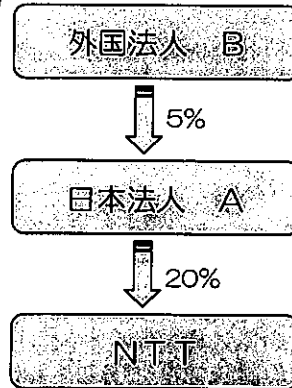
外国人の直接保有株数+外国人の間接保有株数<NTTの総議決権数の3分の1

〔間接保有株数の計算方法〕

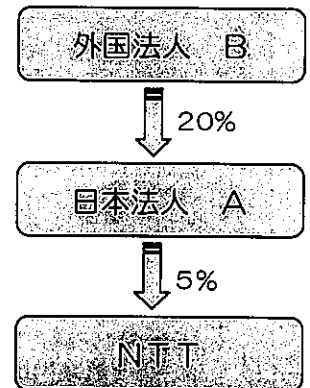


参考

〔対象外の事例1〕



〔対象外の事例2〕



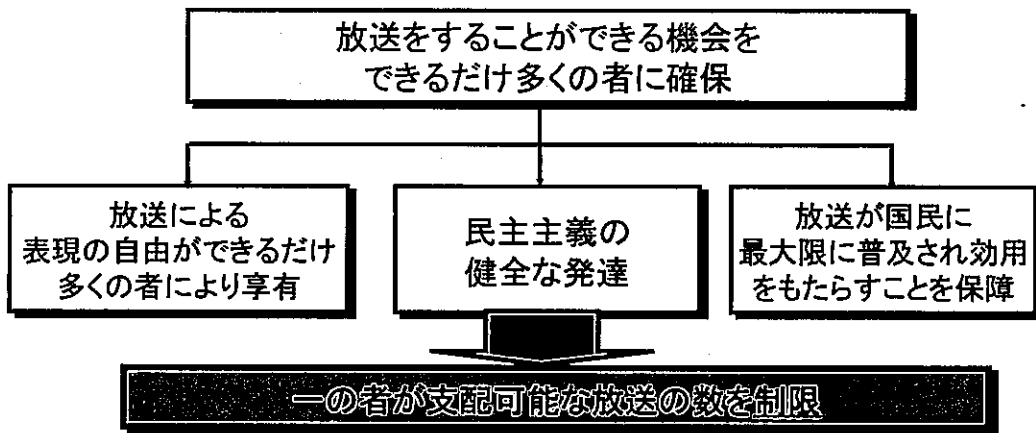
マスメディア集中排除原則の概要

1 マスメディア集中排除原則とは

一の者が支配できる放送事業者の数を制限するという原則

2 マスメディア集中排除原則の意義

マスメディア集中排除原則は、「放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする」（放送法第2条の2等）ためのもの。



3 地上放送関係規制：原則、複数の放送局を支配することを禁止

① 出資比率規制

- 放送対象地域が重複する場合：**10分の1を超える**議決権の保有を禁止

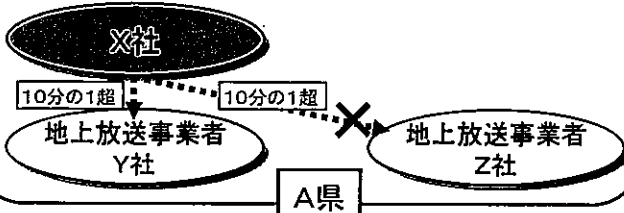
【例】ある県域放送局の株式（議決権）を10%超保有している場合は、当該県内の他の放送局の株式は10%以下しか保有できない。

- 放送対象地域が重複しない場合：**5分の1以上の**議決権の保有を禁止

【例】ある県域放送局の株式（議決権）を10%超保有している場合は、当該県外の他の放送局の株式は20%未満しか保有できない。

放送対象地域が重複する場合の例

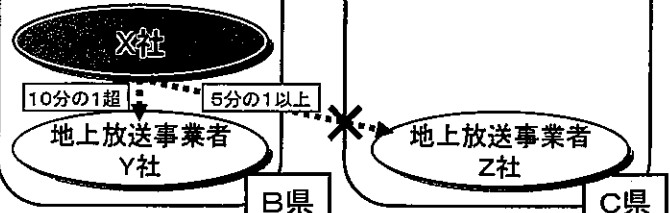
10分の1を超える議決権保有は支配に該当



10分の1を超えてY社の議決権を保有するX社は、同一地域内のZ社の議決権を10分の1を超えて保有することができない。

放送対象地域が重複しない場合の例

5分の1以上の議決権保有は支配に該当



10分の1を超えてY社の議決権を保有するX社は、異なる地域のZ社の議決権を5分の1以上保有できない。

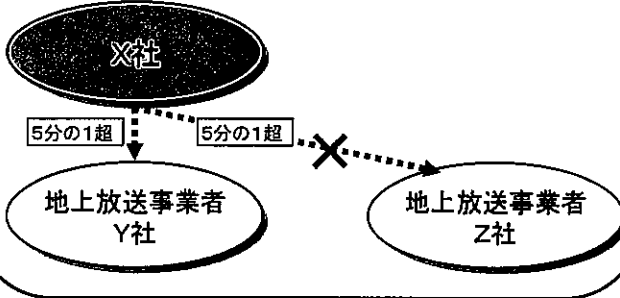
※ただし、隣接する放送対象地域の県域放送局の連携の場合：**3分の1以上の**議決権保有の禁止（7地域までに限る）

②役員規制

- 5分の1を超える役員兼務を禁止
- 代表権を有する役員、常勤役員の兼務を禁止。

役員兼務の例

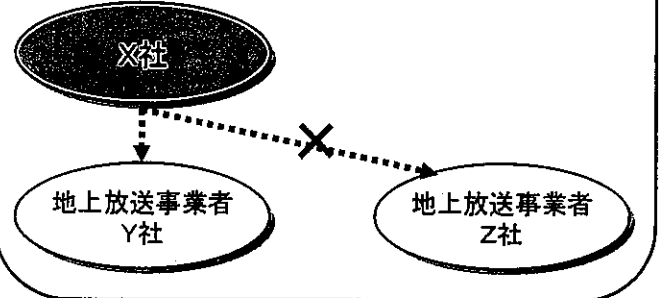
5分の1を超える役員の兼務は支配に該当



5分の1を超えて役員がY社の役員を兼務するX社は、Z社の役員を5分の1を超えて兼務することができない。

代表権を有する役員、常勤役員の兼務の例

代表権を有する役員、常勤役員の兼務は支配に該当



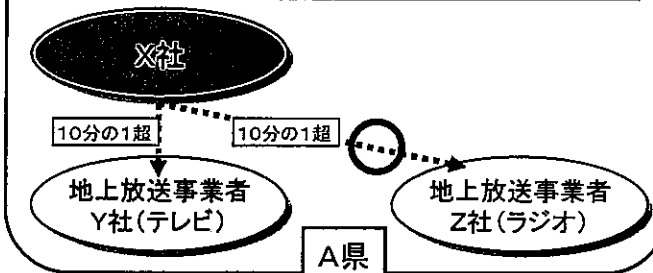
代表権を有する役員又は常勤役員がY社の代表権を有する役員又は常勤役員を兼務するX社は、代表権を有する役員又は常勤役員がZ社の代表権を有する役員又は常勤役員を兼務することができない。

③出資比率規制、役員規制の例外

- 同一地域におけるテレビジョン放送局及びAMラジオ放送局の兼営は可
(ただし、テレビジョン放送、AMラジオ放送、新聞の三事業支配は原則禁止)
- 県域放送局相互間で、隣接地域が次の場合、出資比率規制、役員規制を撤廃
— 連携の対象となる地域すべてがそのうちのいずれか一つの地域に隣接する場合

AMラジオ放送局及びテレビジョン放送局兼営の例

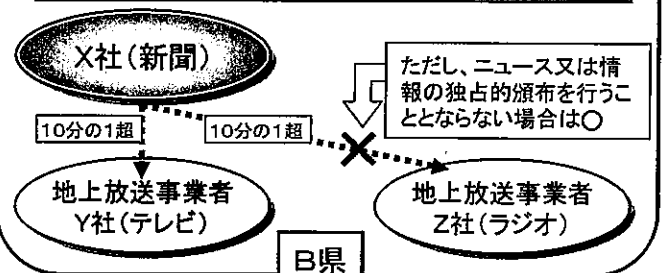
同一地域におけるテレビジョン放送局及びAMラジオ放送局の兼営は可



A県において、テレビジョン放送局であるY社を支配しているX社は、AMラジオ放送局であるZ社を支配できる。

三事業支配の例

同一地域における三事業支配は原則禁止



B県において、テレビジョン放送局であるY社を支配しているX新聞社は、AMラジオ放送局であるZ社を原則支配できない。

4 衛星放送関係規制：出資比率、役員のほか、中継器の数を基準に支配を制限

①出資比率規制

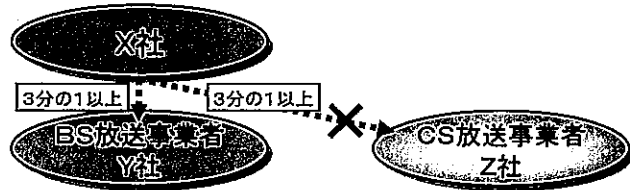
- BSデジタル放送事業者、CSデジタル放送事業者、衛星役務利用放送事業者の**3分の1以上**の議決権の保有を禁止
- 地上放送事業者によるBSデジタル放送事業者の**2分の1を超える**議決権の保有を禁止

②役員規制

- **5分の1を超える役員兼務**を禁止
- **代表権を有する役員、常勤役員**の兼務を禁止。

BSデジタル放送事業者及びCSデジタル放送事業者を支配する者の例

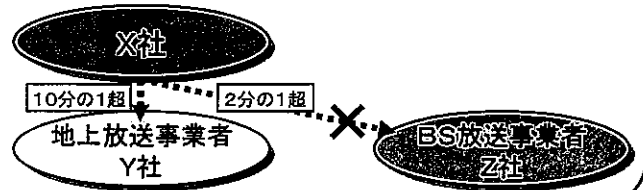
3分の1以上の議決権保有は支配に該当



3分の1以上BSデジタル放送事業者であるY社の議決権を保有するX社は、原則、CSデジタル放送事業者であるZ社の議決権を3分の1以上保有することができない。

地上放送事業者及びBSデジタル放送事業者を支配する者の例

2分の1を超える議決権保有は支配に該当



10分の1以上地上放送事業者であるY社の議決権を保有するX社は、BSデジタル放送事業者であるZ社の議決権を2分の1を超えて保有することができない。

5 有線放送関係規制：有線役務利用放送につき、兼営の形態により参入を制限

有線役務利用放送関係規制

- **放送対象地域が重複する、地上テレビジョン放送事業者**による参入を禁止
- 当該地上テレビジョン放送事業者を支配する者、それらに支配される者による参入を禁止（支配の基準は次のとおり。
 - i) 10分の1を超える議決権の保有
(委託放送事業者、電気通信役務利用放送事業者を支配する場合は、3分の1以上の議決権の保有)
 - ii) 5分の1を超える役員兼務
 - iii) 代表権を有する役員、常勤役員(の兼務)

有線テレビジョン放送関係規制

- 法令上、**特段の規制はない**
- 一般放送事業者(地上放送事業者、BS放送事業者、CS放送事業者)及び一般放送事業者
に支配される者については、審査基準(総務省訓令)において、有線テレビジョン施設の設置に際し、
 - i) 他に有線テレビジョン放送の施設を設置しようとする者がいないこと
 - ii) 当該地域の住民から強い要望がある場合
 等の事情が必要
(支配の基準は次のとおり。
 - i) 10分の1を超える議決権の保有
 - ii) 5分の1を超える役員(の兼務)
 - iii) 代表権を有する役員、常勤役員(の兼務)



NHK 平成17年度 収支予算と事業計画 (概要)

～ 視聴者の信頼回復に向けて ～

平成17年度予算のポイント

- 平成17年度、NHKは、視聴者の信頼回復に向けて、以下を柱とした抜本的改革に取り組みます。
 - (1) 視聴者とともに歩む公共放送のサービスの充実
 - (2) 視聴者との結びつきの強化
 - (3) 再生に向けた体制・組織の改革
 - (4) 受信契約と受信料取納の確保
- 受信料収入は前年度を下回る厳しい状況ですが、放送サービスの質を確保しつつ、給与の削減と効率的な業務運営によって経費を削減し、収支均衡予算を堅持します。

事業収支

(単位: 億円)

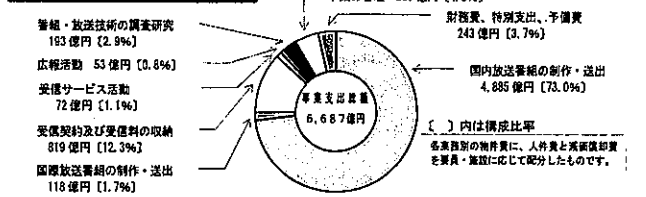
区分	平成16年度	平成17年度	増減額	増減率
事業収入	6,785	6,724	△60	△0.9%
受信料	6,550	6,475	△75	△1.1%
その他の事業収入	234	249	14	6.2%
事業支出	6,713	6,687	△26	△0.4%
国内放送費	2,805	2,752	△53	△1.9%
契約収納費	638	640	1	0.3%
広報費	35	42	6	19.5%
給与	1,412	1,383	△28	△2.0%
減価償却費	658	727	68	10.5%
その他の事業支出	1,163	1,141	△21	△1.9%
事業収支差金	71	37	△33	-
債務償還充当	71	37	△33	-
収支差不足	0	0	0	-

(億円未満は切り捨てて表示しています)

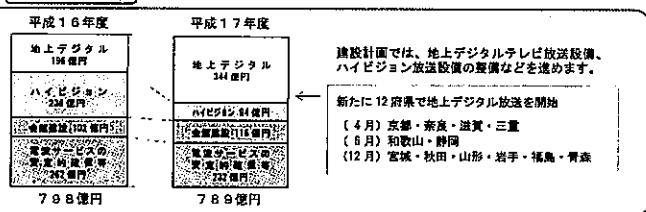
平成17年度の新番組など

総合	「日本の、これから」〈連続特別番組〉 日本社会の直面する課題等を取り上げた新しい形式の大型番組	「NHKスペシャル」〈土・日・夜10時台〉 「新シルクロード」、"旅・最後60年"連続番組等	「ファイブ」連続テレビ小説 〈月・土・日10時台〉 新発見を舞台に登場人物を志す女性の人生を描く	「世界のふれあい街歩き」〈火・金10時台〉 世界の歴史ある街を巡る旅の地味まで徹底的に歩き、街の裏面に迫る紀行番組
衛星第1	NHKアニメ劇場「麗の女王」〈8・9時台〉 「麗の女王」を中心にアンデルセンの珠玉の物語を余韻の残るまで展開	「ハルとナツ」隔年連続の連続ドラマ 〈8・9時台〉 「ハルとナツ」隔年連続の連続ドラマ 〈8・9時台〉 放送40周年企画「アラシ」に移住した女性の生活と親子4代にわたる物語を描く番組	「BSニュース」〈5時台〉 24時間毎日正時に日本と世界の今を伝える	「名作平読み大作戦」〈土・日10時台〉 古今東西の名作文学作品をとりあげ、推薦者がその魅力を紹介するバラエティー番組
衛星第2	「鶴鶴の家族に絆解」〈金・土10時台〉 究極の家族愛が全国各地を訪ね、地元の人々と交流する番組 (週1本レギュラー化)	「あなと作る時代の記録」連続の連続ドラマ 〈11時台〉 視聴者に伝わるように制作された連続ドラマで作り上げる「戦後日本の歴史」	「BS週刊シティー情報」〈土・日10時台〉 最新の文化・芸能に関する情報をアーティストや作家へのインタビューも交えながら紹介	「あなと作る時代の記録」連続の連続ドラマ 〈11時台〉 視聴者に伝わるように制作された連続ドラマで作り上げる「戦後日本の歴史」
教育	「知るを楽しむ」〈月・水・金10時台〉 中高年の幅広い関心や好奇心にこたえる教養・趣味番組を曜日ごとに編成	「E.T.V.ワイド ともに生きる2005」 〈土・日10時台〉 高齢者福祉など「ともに生きる社会」をめざした福祉関係者や市民の声	「あなと作る時代の記録」連続の連続ドラマ 〈11時台〉 視聴者に伝わるように制作された連続ドラマで作り上げる「戦後日本の歴史」	「あなと作る時代の記録」連続の連続ドラマ 〈11時台〉 視聴者に伝わるように制作された連続ドラマで作り上げる「戦後日本の歴史」
FM				「ラジオ中継車(80ちゃん車)」が全国を巡回し、地元の人々とふれあう生中継番組

事業支出の構成



建設計画



視聴者の信頼回復に向けたNHKの再生・改革の取り組み

経営委員会の強化 - 新たに設置した事務局機能を十分に活用 -

1 視聴者とともに歩む公共放送のサービスの充実 (94億円)

【主な重点事項】

- ① 視聴者の関心事や日本がかかえる課題について、視聴者の視点から深く掘り下げる新しい大型番組「日本の、これから」の編成
- ② 人々の生命・財産を守ることを最優先に、災害・緊急報道を強化し、インド洋大津波のような地球規模の災害に際し、公共放送として国際貢献
- ③ “身近で親りになる私の町の公共放送”として、地域放送の充実やより多くの地域情報の全国発信で、地域の活性化に貢献
- ④ 次代を担う子どもたちのために、デジタル技術やインターネットを活用し、学習環境を豊かにする新しい学校教育番組の開発
- ⑤ 障害者や高齢者の方々などと“ともに生きる社会”の実現をめざし、心の悩みや介護のあり方などをさぐる長時間の福祉番組の編成

2 視聴者との結びつきの強化 (15億円)

- ① 視聴者業務を行う体制を新たに整備し、視聴者との対話を促進
 - ・全国54の放送局で「NHKふれあいミーティング」を年1,000回以上実施
 - ・開かれた放送局の窓口として、何でもお聞き合わせいただける「NHKハートプラザ」を全国に開設
 - ・クリックレスボイスを可能とするコールセンター機能の拡充
- ② 視聴者の意見や疑問に答える番組や公開番組の拡充
 - ・「日曜スタジオパーク」や地域情報番組の中で視聴者の意見に答えるコーナーを新設
 - ・「コメディ一選中」を新たに公開番組として全国各地で展開
- ③ 視聴者と直接ふれあうイベントの充実
 - ・放送60周年事業イベント(「地球だい好き 連続キャンペーン」,「平和憲法2005」)や、「ク〜チョコラント小劇場」などを通じて視聴者とのふれあいを強化

3 再生に向けた体制・組織の改革 (2億円)

- ① 積極的な情報公開の推進
 - ・番組予算の公表拡充、役員員の処遇などの新たな公表、形成成分の公表内容充実
- ② 業務運営の“約束”を公表し、その達成状況を視聴者・外部の有識者に評価していただくシステムの導入
- ③ コンプライアンス(法令遵守)活動の強化
 - ・コンプライアンス推進室に、法務部と内部通報窓口の業務を移行し、コンプライアンス活動を推進
 - ・コンプライアンスのアクションプランを策定・検証
 - ・職員の倫理意識の向上や公益意識の徹底に向けた研修の強化
 - ・不正防止のため、審査・監査体制の強化
 - ・経理部に「中央審査センター」を設置し、経理審査の指導を強化
 - ・「COSOフレームワーク」の考え方を導入した内部統制システムの構築
 - ・外部監査法人と連携した内部監査の強化
- ④ NHKに関する有識者懇談会の設置

4 受信契約と受信料取納の確保 (30億円)

- ① 全職員および地域スタッフによる訪問活動
 - ・支払拒否・保留者への計画的な訪問による支払継続のお願い
- ② ケーブルテレビ事業者、不動産会社、引越会社、電器店、家電量販店などへのお願いによる契約増加
 - ・地域スタッフでは面接が困難な世帯や事業所からの契約取次を拡大
- ③ インターネット・クレジットカード活用による契約増加と取納向上
 - ・視聴者の利便性を高めるためのインターネット契約届出拡大や、クレジットカードを導入した取納の促進
- ④ 口座振替の推進による取納の継続・安定化
 - ・口座振替による長期のお支払者に対する優遇サービスの充実

役員報酬・職員給与の削減 △28億円
 効率的な業務運営による経費削減 △185億円

受信料減収△75億円等に対応
 収支均衡予算を堅持

NHK平成16年度決算の要約

1. 収支決算

前年度決算との対比

(1) 事業収入

事業収入は、受信料収入が大幅な減収となったが、副次収入等の増収に努めたことにより、対前年度比△28億円の減に止めた

- 受信料収入は、支払拒否・保留の増等により、△68億円の減収
 - ・不祥事関連の支払拒否・保留件数(16年度末) 74.7万件
 - ・受信契約の年度内増減

区分	平成15年度実績	平成16年度実績	平成16年度契約件数
契約総数増加	15万件	△28万件	3,652万件
衛星契約増加	42万件	35万件	1,229万件

- 副次収入は、番組活用収入の増等により、25億円の増収
- その他の収入は、アナログ周波数変更対策給付金の増等により、16億円の増収

(2) 事業支出

事業支出は、減価償却費が大幅な増となったが、組織を挙げた業務改革の推進による経費削減等により、対前年度比13億円の増に抑えた

- 事業運営費は、業務改革の推進等により、△98億円の支出減
(制作手法の見直しなど協同的な番組制作、総合・教育テレビ放送回線のデジタル統合化 など)
- 減価償却費は、地上デジタル放送及びハイビジョンの設備投資により、88億円の増

(参考) 平成16年度の主な事項の決算状況

- ・地上デジタル放送実施経費(水戸、富山、岐阜、神戸で開始) …… 25億円
- ・新潟県中越地震ほか自然災害取材経費(予備費を使用) …… 11億円
- ・アテネオリンピック放送実施経費 …… 30億円

(3) 収支過不足

収支過不足は、対前年度比△33億円減の3億円
受信料収入が非常に厳しい状況ではあったが、経費削減努力により収支均衡を堅持した

予算との対比

- (1) 事業収入は、受信料収入が予算に対して△140億円不足したこと等により、△119億円の不足
- (2) 事業支出は、業務改革の推進による経費削減の強化等により、123億円の予算残
 - 経費削減の強化等による事業運営費の予算残 100億円
 - 減価償却費等の残 23億円(うち予備費の使用残20億円)

(収支決算表・事業収支)

(単位 億円 切捨て表示)

区分	平成15年度決算額	平成16年度決算額	増減(増)	増減(減)	前年対比
事業収入	6,693	6,667	△26	△0.4	△119
受信料	6,478	6,410	△68	△1.1	△140
副次収入	69	94	25	36.5	16
その他の収入	146	162	16	11.3	4
事業支出	6,578	6,592	13	0.2	123
事業運営費	5,747	5,648	△98	△1.7	100
減価償却費等 (うち減価償却費)	831 (612)	943 (700)	112 (88)	13.5 (14.4)	23 (0)
事業収支差金	115	75	△40	△34.8	3
債務償還充当	77	71	△6	△8.3	0
収支過不足	37	3	△33	△89.4	3

区分	平成15年度実績	平成16年度実績	増減(増)	増減(減)
財政安定化のための繰上償還	399	(1) △33	(2) 3	366

- (*) 1) 15年度決算での収支改善額を長期借入金の上上げ返還に使用
- (*) 2) 当年度の収支改善額を繰り入れ

区分	998	803	△195	△10.7	14
----	-----	-----	------	-------	----

(参考) 建設費の主な決算状況

- ・地上デジタルテレビ放送設備の整備 …… 206億円
- ・ハイビジョン放送設備の整備 …… 220億円

2. 損益計算書

平成16年度損益計算書のポイント

- (1) 經常事業収入は、受信料を取り巻く厳しい環境の中、副次収入の増収等により、対前年度比52億円(0.8%)の増収
- (2) 經常事業支出は、未収受信料欠損償却費と減価償却費により増加したが、事業運営費を圧縮し、対前年度比83億円(1.3%)の増に抑えた
- (3) 事業収支剰余金3億円は、翌年度以降の財政安定化の財源として繰り越し

(単位 億円 切捨て表示)

区分	平成15年度	平成16年度	増減
經常事業収入	6,802	6,854	52
受信料	6,711	6,736	25
副次収入等	91	118	26
經常事業支出	6,592	6,676	83
事業運営費	5,747	5,648	△98
減価償却費	612	700	88
未収受信料欠損償却費	232	326	93
經常事業収支差金	209	178	△31
財務収入等	34	34	0
財務費	164	168	4
經常事業外収支差金	△129	△133	△4
經常収支差金	80	44	△35
特別収入	89	104	14
特別支出	54	74	19
当期事業収支差金	115	75	△40
資本支出充当	77	71	△6
事業収支剰余金	37	3	△33

(注) 受信料(事業収支) 6,410億円・受信料(損益計算書) 6,736億円・未収受信料欠損償却費(損益計算書) 326億円

3. 貸借対照表

平成16年度末貸借対照表のポイント

- (1) 建設計画の実施等に伴い、平成16年度末の資産合計は、7,263億円
- (2) 平成16年度末における外部資金残高は468億円(下表※の合計)となり、対前年度末比△65億円の減少
- (3) 平成16年度末における自己資本比率は63.0%(前年度末62.3%)

(単位 億円 切捨て表示)

区分	平成15年度末	平成16年度末	増減
流動資産	1,266	1,252	△13
現金預金・有価証券	1,046	982	△64
受信料未収金	35	47	12
その他の流動資産	184	223	38
固定資産	5,894	5,981	86
有形・無形固定資産	4,504	4,572	67
長期保有有価証券	1,278	1,299	20
出資等	111	110	△1
特定資産	64	30	△34
(放送債券償還積立資産)	64	30	(△34)
資産合計	7,225	7,263	38
負債	2,724(37.7)	2,687(37.0)	△36
流動負債	2,081	2,006	△74
放送債券・長期借入金	105	※11	△93
受信料前受金	1,155	1,130	△24
その他の流動負債	821	864	43
固定負債	642	681	38
放送債券・長期借入金	427	※456	28
退職給付引当金	181	202	20
その他の固定負債	33	22	△11
資本	4,500(62.3)	4,576(63.0)	75
繰越資本・固定資産充当資本	4,023	4,138	115
繰越剰余金	362	362	0
当期事業収支差金	115	75	△40
負債・資本合計	7,225(100.0)	7,263(100.0)	38

(注) () 内は、負債・資本合計を100とした構成比率(%)である。

受信料支払拒否・保留表明件数の推移

	H16年 3期末 (9月末)	4期末 (11月末)	5期末 (1月末)	6期末 (3月末)	H17年 1期末 (5月末)
増加数		8.2万件	28.4万件	35.0万件	22.3万件
累計	3.1万件	11.3万件	39.7万件	74.7万件	97.0万件

受信料契約総数の推移

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
契約件数(万件)	3,553	3,580	3,615	3,652	3,675	3,690	3,662
契約増加件数(万件)	29	27	35	37	23	15	▲ 28

※ いずれの値も年度末決算値

平成16年度にNHKが行った 再生に向けた改革施策

- NHK業務点検・経理適正化委員会の設置 (H16.8.18 設置)
外部の弁護士・公認会計士4名で構成
コンプライアンス（法令遵守）推進委員会に助言
- 監査室に専任監査チームの設置 (H16.8.20 設置)
- コンプライアンス（法令遵守）推進委員会の設置 (H16.9.7 設置)
委員長：会長 委員：関係役員
- コンプライアンス推進室の設置 (H16.9.7 設置)
- 弁護士事務所に外部窓口を設置 (H16.9.13 設置)
- 代理請求の制度を廃止 (16.9.14 実施)
- COSOフレームワークの考え方を導入した内部統制システムの検討
- 倫理・行動憲章の策定、徹底 (H16.9.30 策定、H16.10 徹底)
- 研修の強化
- 放送総局に放送作家等審査委員会を設置 (H16.10.1 設置)
- 毎月経理処理について、本部において外部監査法人によるチェックを実施
(海外総支局) (H16.10.4 から実施)
- 審査担当管理職（経理局所属）の配置
(番組制作局、報道局、衛星ハイビジョン局) (H16.11.1 発令)
- 放送料のうち委嘱料すべてについて現場の決定権を部長に引上げ
(番組制作局、報道局、衛星ハイビジョン局) (H17.1.1 収録分から実施済)
- 経営委員会事務局の設置 (H17.1.6 設置)

平成17年度収支予算に盛り込まれた 改革施策

- 「デジタル時代のNHK懇談会」の設置
- 「NHK“約束”評価委員会」の設置
- コンプライアンスのアクションプランを策定・検証
- コンプライアンス推進室に内部通報窓口の業務及び法務部業務を移行
- 経理局に中央審査センターを設置
- COSOフレームワークの考え方を導入した内部統制システムの構築
- 外部監査法人と連携した内部監査の強化
- 「ふれあいミーティング」の開催

平成17年5月12日

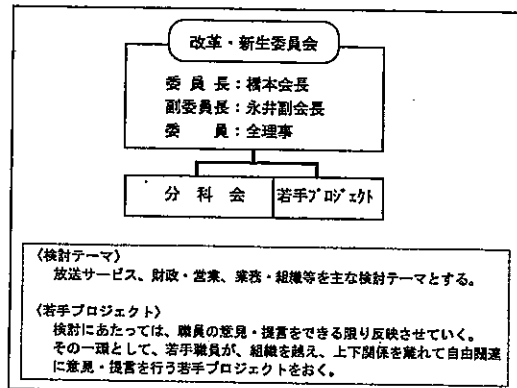
「改革・新生委員会」について

1. 目的

NHKの原点を見つめなおし、視聴者のみなさまの信頼と期待に十二分に応える、デジタル時代にふさわしい公共放送・NHK＝“新生NHK”をつくりあげるため、4月25日に役員体制を一新するとともに、会長を長とする「改革・新生委員会」を設置し、次の事項に精力的に取り組めます。

- NHK業務全般にわたる改革の一元的検討・具体化
- 「新生NHKの経営ビジョン」の策定（平成18年1月目途）及びその骨子となる経営方針や改革項目をまとめた「新生プラン」の策定（平成17年9月目途）

2. 体制



平成17年5月31日

NHK広報局

「デジタル時代のNHK懇談会」の設置について

NHKは今、視聴者のみなさまの信頼を回復するために、“新生NHK”に向けた様々な改革に取り組んでいます。そのひとつとして、部外の有識者の方々による懇談会を設け、これからのデジタル時代における公共放送のあり方や、受信料をより公平に負担していただくための受信料体系のあり方などについて、様々な角度から幅広く議論していただくことになりました。

NHKは、今後の改革と様々な施策の検討にあたって、懇談会での議論やその結果である報告書を活用することで、新生NHKに向けた改革をより実効性のあるものとしていきたいと考えています。

○名称「デジタル時代のNHK懇談会」

NHK会長が、部外の有識者の方々に委員を委嘱する委員会として設置。

○検討テーマ

- ・ デジタル時代における公共放送の役割とサービス
- ・ より公平負担を実現するための合理的な受信料体系のあり方

○メンバー

- ・ 各界の有識者の方々に幅広くお願ひし、座長を含め16名。(別紙)

○期間

- ・ 当面1年間。開催は毎月1回程度。

(お問い合わせ)

経営広報部・宮城島、佐藤、播島
03-5455-2439、2442、2441

「デジタル時代のNHK懇談会」委員

NHK広報局

(敬称略・五十音順)

- 家本 夏太郎 IT関連会社「クララオンライン」社長
- 江川 結子 ジャーナリスト
- 菅 好宏 上智大学文学部新聞学科助教授・メディア論 新聞論
- 梶原 拓 前全国知事会会長
- 金沢 薫 郵便貯金振興会理事長
- 小林 陽太郎 富士ゼロックス会長、前経済同友会代表幹事
- 笹森 清 日本労働組合総連合会会長
- 新聞 玉子 農業・農産物直売店店長
- 辻井 重男 情報セキュリティ大学院大学学長
- 永井 美奈子 フリーアナウンサー
- 長谷部 恭男 東京大学法学部教授・憲法学 情報法
- 藤井 克徳 日本障害者協議会常務理事
- 山内 純子 全日本空輸 執行役員客室本部長
- 山内 豊彦 共同通信社社長
- 山野目 章夫 早稲田大学大学院法務研究科教授・民法
- 吉岡 忍 ノンフィクション作家

「NHK“約束”評価委員会」の設置について

NHKでは、NHKの掲げる事業運営の評価項目、すなわち視聴者の皆様との“約束”について、視聴者の皆様の視点から評価を行う「NHK“約束”評価委員会」を設置します。

評価委員会は、新生NHKが目指す放送や経営などに関する“約束”が、具体的に1年間の事業のなかで、どのように果たされ、成果をおげたか、視聴者の皆様の視点から、なるべく定量的、多角的に評価するものです。

このため、業務評価等の専門家に依頼し、執行部とは独立した形で、公共放送として相応しい分析手法を検討して頂き、実際に評価をお願いすることにしました。

評価結果は、事業運営に的確に反映させていきます。

委員の構成は、次のとおりです。

- 江上 節子 氏 (JR東日本フロンティアサービス研究所長)
- 辻 正次 氏 (兵庫県立大学教授・大阪大学名誉教授)
- 村上 輝康 氏 (野村総合研究所 理事長)

(50音順)

(お問い合わせ)

経営広報部・宮城島、佐藤、指島
5455-2439、2442、2441

平成17年度予算に盛り込まれた
未契約世帯解消等に向けた各種取組

- 全職員および地域スタッフによる訪問活動
(支払拒否・保留者への計画的な訪問による支払継続のお願い)
- ケーブルテレビ事業者・不動産会社・引越会社・電器店・家電量販店などへのお願いによる契約増加
(地域スタッフでは面接が困難な世帯や事業所からの契約取次を拡大)
- インターネット・クレジットカード活用による契約増加と収納向上
(視聴者の利便性を高めるためのインターネット契約届出拡大や、クレジットカードを導入した収納の促進)
- 口座支払の推進による収納の継続・安定化
(口座振替による長期のお支払者に対する優遇サービスの充実)

日本放送協会平成17年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する
総務大臣意見

日本放送協会(以下「協会」という。)の平成17年度の収支予算、事業計画及び資金計画(以下「収支予算等」という。)については、協会において一連の不祥事に係る国民・視聴者の信頼回復に向けた取組を進める途上にあつて、受信料収入が6,478億円にとどまり、平成16年度収支予算に比して72億円の減となつており、また、受信料の公平負担等の観点からみて将来に向けて改善されるべき点がある。しかしながら、業務全般にわたる改革の推進や視聴者との結びつきの強化等、協会の再生・改革に向けた各種措置を盛り込むとともに、放送サービスの質を確保しつつ、一層効率的な業務運営を推進すること等により収支均衡予算を堅持しているところであり、やむを得ないと認める。

また、公共放送の原点に立ち返った一層豊かで質の高い放送番組の充実、災害・緊急報道体制の強化、地上デジタル放送の推進等に関する取組については、おおむね適当なものと認める。

平成16年度、協会の職員による経費の不正支出、私的流用、不適切な経理処理等の不祥事が相次いで発覚したことは、国民・視聴者の協会に対する信頼を損なうものであり、また、これに伴い、受信料の支払い保留等の状況が生じていることは、我が国の放送の重要な一翼を担う公共放送としての社会的責任にかんがみ、憂慮すべきことであり、誠に遺憾である。

協会においては、改めて事態を厳粛に受け止め、国民・視聴者の負担する受信料により維持運営される公共放送としての社会的責任を深く認識し、協会の再生・改革に向けあらゆる取組を組織を挙げて全力で推進し、国民・視聴者の信頼の早期回復に努める必要がある。また、受信料の公平負担の確保に向けた取組を徹底するとともに、我が国の放送の発展等に資するべく協会の目的を著実に遂行し、国民・視聴者の負担に応えることが必要である。

このため、協会は、収支予算等の実施に当たり、特に下記の点に配慮すべきである。

記

- 1 協会の再生・改革に向けて、収支予算等に盛り込んだ経営委員会の強化、業務全般にわたる改革の推進とその中でのコンプライアンス(法令遵守)活動やその一環としての審査・監査体制の強化、職員の倫理意識の向上と公金意識の徹底、積極的な情報公開及び視聴者との結びつきの強化等に係る各種措置の推進にとどまらず、今後とも協会が公共放送の原点である豊かで、かつ、良い放送番組の放送の一層の充実等により国民・視聴者の負担に代えるべく、組織を挙げて更なる効果的な措置を検討し、全力で推進すること。また、その取組状況を国民・視聴者に公表、説明すること。

なお、これらの措置の検討・実施状況等を踏まえ、必要な場合には、所要の検討を行うものとする。

2 地上デジタルテレビジョン放送について、2011年のデジタル放送への全面移行に向け、各地域における早期開始、中継局の速やかな開設、デジタル技術の特性を活かした高度な放送サービスの実現、国民・視聴者に対する周知・広報等に率先して取り組むとともに、衛星デジタルテレビジョン放送の普及を推進し、放送のデジタル化を先導すること。

3 放送番組の編集に当たっては、多様化する国民生活にあって、公共放送に対する要望を満たすとともに、我が国の文化の向上に寄与するよう最大の努力を払うこと。特に報道番組については、正確かつ公平な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に応えるとともに、災害その他の緊急事態における報道体制を充実・強化し、高齢者、障害者、外国人等災害弱者に配慮しつつ、被災者等に役立つ正確かつよりきめ細やかな情報の迅速な提供に努めること。

また、視聴覚障害者のための、字幕放送や解説放送等の計画的な拡充に努めること。

4 デジタル技術の特性を活かした、放送サービスの充実に資する放送技術の研究開発、放送番組の向上等に資する調査研究等を通じ、我が国の放送及びその受信の進歩発達に貢献すること。

5 国際社会における我が国に対する理解を深め、かつ、広めるとともに、在外邦人の期待に応えるため、国際情勢を踏まえた適時・適切な情報提供、多言語番組の一層の充実に取り組むとともに、国際放送の海外受信状況や国際放送に対する要望の把握とその反映に努めることにより、国際放送を効果的・効率的に推進すること。

また、ハイビジョン技術の普及を進めるとともに、アジア・太平洋地域の国々への災害・緊急報道に関連したノウハウと情報の提供を行うなど、我が国の公共放送として世界の放送の発展に寄与すること。

6 協会の保有する放送番組等については、コンテンツ流通市場の育成の観点からその利活用を図ること。その際には、受信料を主な財源として放送を行うこと等を目的とする特殊法人としての適正性を確保するとともに、透明性及び公平性に留意すること。

7 受信料の締結の徹底については、一連の不祥事の影響に伴い、平成16年度、契約総数が前年度に比較して減少する事態となっていることを踏まえ、国民・視聴者の信頼の早期回復に向けた取組を進めつつ、受信料の公平負担等の観点から、未契約世帯等の解消に向け、収支予算等に盛り込んだ措置はもとより、効果があがると見込まれる措置について抜本的に検討し、組織を挙げて全力で取り組むこと。

なお、今後における未契約世帯等の解消が十分に期待されると認められない場合には、所要の検討を行うものとする。

8 受信料を主な財源とする特殊法人としての国民・視聴者に対する説明責任を全うする観点から、協会自身はもとより協会の子会社等の経営・業務等に関する情報公開を一層積極的に進めるとともに、業務委託及び調達について、契約・経理処理手続の適正化と審査・管理体制の強化及び競争契約の原則の徹底を図り、一層透明性の高い事業運営を推進すること。

また、業務全般を不断に見直し、その一層の合理化を効果的かつ適正に進めること。